

地方公共団体財政健全化法における 健全化判断比率及び資金不足比率 に関するチェックポイント

目次

総括表①「健全化判断比率の状況」	P. 3
総括表②「連結実質赤字比率等の状況」	P. 6
総括表③「実質公債費比率の状況」	P. 8
総括表④「将来負担比率の状況」	P. 13
1①表「一般会計等に係る実質収支額」	P. 16
1①表（純計）「一般会計等に係る実質収支額」	P. 19
1②表「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に 係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額」	P. 20
2①表「公営企業会計に係る資金不足額等」	P. 22
2②表「解消可能資金不足額」	P. 28
2③表・2③A表「宅地造成事業に係る土地収入見込額等」	P. 34
3①表「実質公債費比率の状況（満期一括償還地方債）」	P. 37
3②表「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源 に充てたと認められる繰入金」	P. 39
3③A表「元利償還金及び特定財源の額」	P. 41
3③B表「都市計画税充当可能額」	P. 43
4①表「債務負担行為に基づく支出予定額」	P. 44
4②③表「一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還 に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」	P. 47
4④表「組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額」	P. 50
4⑤A表～D表「退職手当支給予定額に係る負担見込額」	P. 52
4⑥A表「地方道路公社の負債額」	P. 55
4⑥B～D表「土地開発公社の負債額」	P. 60
4⑥F表「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額」	P. 70
4⑥G表「受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額」	P. 77
4⑥H表「設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額」	P. 79
4⑦表「組合の連結実質赤字額に係る負担見込額」	P. 85
4⑧表「地方債の償還額等に充当可能な基金」	P. 89
4⑨A～C表「地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額」	P. 92
4⑩表「基準財政需要額算入見込額」	P. 102

関係法令等の凡例

特段の定めがある場合を除き、「関係法令」等の凡例は以下のとおりとします。

- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律：「法」、同施行令：「令」、同施行規則：「則」
- ・ 地方自治法：「自治法」、同施行令：「自治令」、同施行規則：「自治則」
- ・ 地方財政法：「地財法」、同施行令：「地財令」
- ・ 地方債に関する省令：「省令」
- ・ 地方公営企業法：「地公企法」、同施行令：「地公企令」
- ・ 地方交付税法：「交付税法」
- ・ 附則：「附」
- ・ 条番号：アラビア数字、項番号：○数字、号番号：ローマ数字
- ・ 地方財政状況調査：「決算統計」
- ・ 算定対象決算年度：n 年度、算定年度：(n+1) 年度

総括表① 健全化判断比率の状況

- 当該団体の「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの指標をいいます。）が、各算定様式に記入された数値に基づいて算定されます。
- 健全化法により、地方公共団体の長は、n 年度決算に基づく健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、住民に公表しなければならないとされています。
- n 年度以降の決算に基づく健全化判断比率が、「早期健全化基準」や「財政再生基準」以上となった場合には、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定する義務が生じます。
- 財政指標の算定の客観性及び正確性は本制度において極めて重要な意義を持つものであり、それらは、監査委員の審査を通じて担保されることとなるため、健全化法における監査委員の役割は非常に重要であるといえます。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 「地方公共団体コード」(6 桁)、「都道府県名」、「市区町村名」が正しく記入されているか。 ☐ 「団体区分」が正しく選択されているか。	・ 地方公共団体コード一覧表
☐ 「標準財政規模（千円）」と「うち臨時財政対策債発行可能額」が正しく計上されているか。 ☐ 決算統計における「標準財政規模」及び「臨時財政対策債発行可能額」と整合的であるか。 ・ 標準財政規模…決算統計 都道府県01 表 01 行 04 列 市区町村00 表 01 行 08 列 ・ 臨時財政対策債発行可能額 …決算統計 都道府県01 表 01 行 05 列 市区町村00 表 01 行 09 列	・ 地財法 5 の 3④ I ・ 地財令 13、附 9② ・ 交付税法 5② ・ 普通交付税算定台帳 ・ 標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の算出資料 ・ 決算統計 都道府県 01 表 01 行 04・05 列 市区町村 00 表 01 行 08・09 列
！ 決算統計と同様に「臨時財政対策債発行可能額」は「標準財政規模」の内数であることに注意が必要です。	

☐ また、「標準財政規模（千円）」と「うち臨時財政対策債発行可能額」について、総務省又は都道府県の市区町村担当課から提供される決算統計の係数資料がある場合、その係数資料に記載されている額と一致するか。	・総務省又は都道府県市区町村担当課から提供される決算統計の係数資料															
☐ 「実質赤字比率」が、「総括表② 連結実質赤字比率等の状況」の「小計」を「標準財政規模」で除した比率として、正しく計算されているか。 （一般会計等の実質収支が黒字である場合には、総括表①には「－」と、総括表②には当該比率が負の値で表示されます。）	・法 2Ⅰ ・総括表②「小計」 ・標準財政規模															
☐ 「連結実質赤字比率」が、「総括表② 連結実質赤字比率等の状況」の「合計」を「標準財政規模」で除した比率として、正しく計算されているか。 （連結実質収支が黒字である場合には、総括表①には「－」と、総括表②には当該比率が負の値で表示されます。）	・法 2Ⅱ ・総括表②「合計」 ・標準財政規模															
☐ 「実質公債費比率」が、「総括表③ 実質公債費比率の状況」の「実質公債費比率（3 カ年平均）」と一致しているか。 <u>！ n 年度の「実質公債費比率（単年度）」ではないことに注意が必要です。</u>	・法 2Ⅲ ・「総括表③ 実質公債費比率の状況」の「実質公債費比率（3 カ年平均）」															
☐ 「将来負担比率」が、「総括表④ 将来負担比率の状況」の「将来負担比率（％）」と一致しているか。 （将来負担額がない場合、総括表①と④には「－」と表示されます。）	・法 2Ⅳ ・総括表④「将来負担比率（％）」															
☐ 当該団体が道府県である場合、早期健全化基準と財政再生基準が以下のとおり表示されているか。 <table border="1" data-bbox="193 1518 1072 1715"> <tr> <th></th> <th>実質赤字比率</th> <th>連結実質赤字比率</th> <th>実質公債費比率</th> <th>将来負担比率</th> </tr> <tr> <td>早期健全化基準</td> <td>3.75</td> <td>8.75</td> <td>25.0</td> <td>400.0</td> </tr> <tr> <td>財政再生基準</td> <td>5.00</td> <td>15.00</td> <td>35.0</td> <td></td> </tr> </table>		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0	財政再生基準	5.00	15.00	35.0		・法 2Ⅴ・Ⅵ、令 7Ⅰイロ、Ⅱイロ、Ⅲ、Ⅳイ、令 8Ⅰイロ、Ⅱイロ、Ⅲ
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率												
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0												
財政再生基準	5.00	15.00	35.0													

☐ 当該団体が市区町村である場合、早期健全化基準と財政再生基準が以下のとおり表示されているか。					・法 2Ⅴ・Ⅵ、令 7Ⅰハ、Ⅱハ、Ⅲ、Ⅳイロ、令 8Ⅰハ、Ⅱハ、Ⅲ
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
早期健全化基準	※1	※2	25.0	350.0 ※3	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
※1 次項を参照。 ※2 次々項を参照。 ※3 当該団体が政令指定都市である場合は「400.0」です。					
☐ ※1 実質赤字比率の早期健全化基準が、当該団体の標準財政規模の以下の区分に応じて、正しく表示されているか。 (標準財政規模をAとします。) 500億円以上：11.25% 200億円以上 500億円未満： $\{(A+1,000 \text{ 億円}) / (120 \times A) \times 100 + 20\} / 2$ 50億円以上 200億円未満： $\{(A+100 \text{ 億円}) / (30 \times A) \times 100 + 20\} / 2$ 50億円未満：15.0%					・令 7Ⅰハ ・地財令 22
☐ ※2 連結実質赤字比率の早期健全化基準が、実質赤字比率の早期健全化基準（上記※1）に 5%加算された数値となっているか。					・令 7Ⅱハ
☐ <u>！ 健全化判断比率の算定結果が、早期健全化基準又は財政再生基準をわずかに下回っている場合には、特に慎重なチェックが必要です。</u>					

総括表② 連結実質赤字比率等の状況

- 当該団体が設置する一般会計及び特別会計の名称とその実質収支額（公営企業会計の場合、資金不足額又は資金剰余額）が、各算定様式に記入された数値に基づき、算定されます。
- 「一般会計等」の会計ごとの実質収支額を合算した結果（＝小計）が負の値となった場合に、当該額が「実質赤字額」（正の値）となり、当該実質赤字額の「標準財政規模」に対する割合（比率）が「実質赤字比率(%)」となります。
- また、一般会計や公営企業会計を含む全ての会計の実質収支額等を合算した結果（＝合計）が負の値となった場合に、当該額が「連結実質赤字額」（正の値）となり、当該連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する割合（比率）が「連結実質赤字比率(%)」となります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 「一般会計等」に記入されている特別会計の「会計名」、「実質収支額」、「小計」が、1①表の「一般会計等に属する特別会計」の「会計名」、「実質収支額(11)」、「合計」とそれぞれ一致しているか。	・ 1①表「会計名」、「実質収支額(11)」、「合計」
□ 「標準財政規模」が、総括表①「標準財政規模（千円）」と一致しているか。 また、「実質赤字比率(%)」が、「小計」を「標準財政規模」で除した比率として、正しく計算されているか。 <u>※「小計」と「実質赤字比率(%)」の正負の符号は逆になります。</u>	・ 総括表①「標準財政規模（千円）」
□ 「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」に記入されている特別会計の「会計名」、「実質収支額」が、1②表の「特別会計名」、「実質収支額(11)」とそれぞれ一致しているか。	・ 1②表「特別会計名」、「実質収支額(11)」
□ 「法適用企業」と「法非適用企業」に記入されている特別会計の「会計名」、「資金不足・剰余額」に、2①表の「特別会計名」と「(8)資金不足額・剰余額」が正しく転記されているか。転記もれがないか。	・ 2①表「特別会計名」、「(8)資金不足額・剰余額」

<u>！ 「(9)企業ごとの資金不足額・剰余額」を転記するものではないことに注意が必要です。</u>	
□ 「合計」が、一般会計とその他の全ての特別会計の実質収支額（資金不足・剰余額）を合算した結果として、正しく計算されているか。 また、それが、1①表・1②表「実質収支額(11)」の「合計」と2①表「(8)資金不足額・剰余額」の「合計」をすべて合算した数値と一致しているか。	・1①表・1②表「実質収支額(11)」、2①表「(8)資金不足額・剰余額」
□ 「標準財政規模（再掲）」が、総括表①「標準財政規模」と一致しているか。 また、「連結実質赤字比率(%)」が、「合計」を「標準財政規模（再掲）」で除した比率として、正しく計算されているか。 <u>※「合計」（負の値）と「連結実質赤字比率（%）」（正の値）の正負の符号は逆になります。</u>	・総括表①「標準財政規模（千円）」
□ 実質収支額（資金不足・剰余額）の右に表示される「分母比」が大きい会計について、これまでの財務監査等において既に認識しているものであるか。 認識していなかった黒字又は赤字である場合、その理由や原因を特定することができるか。 <u>！ 分母比の大きい会計の収支は、実質赤字比率や連結実質赤字比率の算定結果に大きく影響するため、当該収支額に間違いがないか、慎重なチェックが必要です。</u>	

総括表③ 実質公債費比率の状況

- 実質公債費比率の算定方法については、地財法第5条の3第4項第1号、地財令第10条から第13条まで及び省令第2条から第8条までの規定等に基づき算定するものです。
- 算式は以下のとおり。
$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）（①・②）
B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）（③～⑦）
C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源（⑧）
D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）（⑨～⑪・⑮）
E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）（⑫～⑭）
- 市町村合併をした地方公共団体は、省令14条・14条の2・附則7条の規定に注意する必要があります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 総括表③は、会計の範囲が一般会計等であり、総括表②の一般会計等と同じであるか。	・ 地財令 10 ・ 総括表②一般会計等欄
□ ①は、一般会計等の元利償還金の額で、繰上償還した額、借換債で償還した額、満期一括償還地方債の元金償還額、減債基金の運用利子等を財源とした地方債の利子の支払金の額について控除した額であるか。 ※ 3③A表の「元利償還金」から転記するものであること。 ※ ①は上記算式のAの額の主要部分を占める額である。	・ 地財令 11 ・ 省令 2 ・ 3③A表 ・ 一般会計等の決算書 ・ 公債台帳 ・ 減債基金会計決算書

□ ②は、3①表「エ」欄の数値を転記しているか。 （よって②は、省令3条において規定された減債基金積立不足を考慮して算定した額。） ※ ②は上記算式のAの額の一部である。	・ 地財令 11Ⅲ ・ 省令 3、附 6 ・ 3①表「エ」欄
□ ③は、3①表「ウ」欄の数値を転記しているか。 （よって③は、省令第4条において規定された満期一括償還地方債の年度割相当額。） ※ ③は上記算式のBの額の一部である。	・ 地財令 12Ⅰ ・ 省令 4 ・ 3①表「ウ」欄
□ 上記算式のBの額の一部である④は、3②表「合計」欄の数値を転記しているか。 （省令5条に算定方法が規定されている。）	・ 地財令 12Ⅱ ・ 省令 5 ・ 3②表「合計」欄
□ 上記算式のBの額の一部である⑤は、当該地方公共団体が加入している組合（地方公共団体の組合及び地方開発事業団）に対し支出した負担金等のうち、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして、下記のルールに基づき算出されたものが計上されているか。 ①当該組合に公営企業会計がない場合 ・ 組合の規約等により、負担金等の充当経費があらかじめ性質別に定まっているものについては、当該性質別に振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額が計上されているか。 ・ 特に負担金等の充当経費が性質別に定まっていない場合には、当該加入している組合の性質別決算額によりあん分し、各性質別経費に振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額が計上されているか。 ② 当該組合に公営企業会計のみがある場合 当該組合内に公営企業会計ごとに3②表により「組合が起こした元利償還金に対する負担金等」の額を算定し、これが各地方公共団体の負担金の額の合計額となるように振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額が計上されているか。 ③ 当該組合において公営企業会計と公営企業以外の会計がある場合 各会計別に負担金の額を振り分けた上で、公営企業会計に係る分については上記②により、公営企業会計以外の会計については上記①により算定された負担金等の	・ 地財令 12Ⅲ ・ 省令 6 ・ 一般会計等の決算書類 ・ 組合、地方開発事業団の決算書類、公債台帳 ・ 組合の負担金に係る規約等

額が計上されているか。 <u>！ 一部事務組合の構成団体間に取り扱いの差異がないようにする必要があります。</u>															
☐ 上記算式のBの額の一部である⑥は、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金等債務負担行為に基づき支出している地財法5条各号に規定する経費に該当するもの及び利子補給に要する経費）が計上されているか。	・地財令 12Ⅳ ・省令 7 ・一般会計等の決算書類 （債務負担行為に係る部分）														
☐ 上記算式のBの額の一部である⑦は、各年度において支出した地方自治法第 235 条の 3 に基づく一時借入金の利子の総額であり、起債前借に係るものも含んでいるか。	・地財令 12Ⅴ ・自治法 235 の 3														
☐ ⑨は、事業費補正により算入された公債費に対応する交付税算定台帳の額を記入しているか。	・省令 8Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ ・交付税算定台帳														
☐ ⑩は災害復旧費等の公債費に対応する交付税算定台帳の額を記入しているか。	・省令 8Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ ・交付税算出資料														
☐ ⑪は密度補正に算入された基礎数値に算入率を乗じた数値が計上されているか。ただし、④～⑦に係るものについては、地方債の元利償還金額を基礎として算入されたものに限る、記入しているか。	・省令 8①Ⅳ ・交付税算出資料														
☐ ⑫、⑬、⑭はそれぞれ各年度の決算統計から転記されているか。 <table border="1" data-bbox="220 1348 1038 1597"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">決算統計</th></tr> <tr> <th>都道府県</th><th>市区町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑫</td><td>01 表 01 行 03 列</td><td>00 表 01 行 07 列</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>04 表 01 行 14 列</td><td>04 表 01 行 21 列</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>01 表 01 行 05 列</td><td>00 表 01 行 09 列</td></tr> </tbody> </table>	項目	決算統計		都道府県	市区町村	⑫	01 表 01 行 03 列	00 表 01 行 07 列	⑬	04 表 01 行 14 列	04 表 01 行 21 列	⑭	01 表 01 行 05 列	00 表 01 行 09 列	・地財令 13、附 11、12、13、14 ・決算統計
項目		決算統計													
	都道府県	市区町村													
⑫	01 表 01 行 03 列	00 表 01 行 07 列													
⑬	04 表 01 行 14 列	04 表 01 行 21 列													
⑭	01 表 01 行 05 列	00 表 01 行 09 列													
☐ ⑮は特別区のみ記入されているか。	・地財法 5 の 3④1														
☐ 「（参考）⑥の内訳」のうち、PFI 事業に係る債務負担行為に係るものには、PFI 事業に係る支出のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものが計上されているか。	・省令 7Ⅰ ・一般会計等の決算書類 （債務負担行為に係る部分）														
☐ 「（参考）⑥の内訳」のうち、いわゆる五省協定等により、	・省令 7Ⅱ ・「宅地開発又は住宅建設に関														

利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るものについては、「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和 42 年 6 月 1 日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官）、「都市基盤整備公団が行う公共施設又は利便施設の整備について」（平成 12 年 3 月 13 日自治調第 3 号・建設省経宅発第 30 号・建設省都政発第 18 号・建設省住公監発第 15 号）及び「地域振興整備公団が行う地方都市開発整備事業に係る利便施設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和 52 年 2 月 14 日国土事務次官、建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）に基づく支出のうち、公共公用施設建設事業費等に係るものが計上されているか。	連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」(昭和 42 年 6 月 1 日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官) ・「都市基盤整備公団が行う公共施設又は利便施設の整備について」（平成 12 年 3 月 13 日自治調第 3 号・建設省経宅発第 30 号・建設省都政発第 18 号・建設省住公監発第 15 号） ・「地域振興整備公団が行う地方都市開発整備事業に係る利便施設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和 52 年 2 月 14 日国土事務次官、建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官） ・一般会計等の決算書類（債務負担行為に係る部分）
□ 「(参考) ⑥の内訳」のうち、国営土地改良事業並びに独立行政法人森林研究・整備機構（旧緑資源機構等を含む。）、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条に規定する国営土地改良事業に対する負担金に係る経費の支出並びに独立行政法人森林研究・整備機構（旧緑資源機構等を含む。）、独立行政法人水資源機構（旧水資源開発公団を含む。）及び独立行政法人環境再生保全機構（旧環境事業団及び旧公害防止事業団を含む。）の行う事業に対する負担金に係る経費の支出に係るものが計上されているか。	・省令 7Ⅲ ・一般会計等の決算書類（債務負担行為に係る部分）
□ 「(参考) ⑥の内訳」のうち、地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料に係るものが計上されているか。	・省令 7Ⅳ ・一般会計等の決算書類（債務負担行為に係る部分）
□ 「(参考) ⑥の内訳」のうち、社会福祉法人等が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助については、元利補助を行っている場合は、利子分に対する補助も含めて計上されているか。	・省令 7Ⅴ ・一般会計等の決算書類（債務負担行為に係る部分）
□ 「(参考) ⑥の内訳」のうち、損失補償又は保証に係る債	・省令 7Ⅵ

務の履行に要する経費の支出については、当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合において、当該損失補償又は保証に係る債務が履行されることとなり、その履行に要する経費に係る債務負担行為に基づく支出額が記入されているか。	・一般会計等の決算書類 （債務負担行為に係る部分）
□ 「（参考）⑥の内訳」のうち、地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出については、当該地方公共団体以外の者の債務について、当該地方公共団体が引き受けた債務の履行に要する経費に係る債務負担行為に基づく支出額が記入されているか。	・省令 7Ⅶ ・一般会計等の決算書類 （債務負担行為に係る部分）
□ 「（参考）⑥の内訳」のうち、これらに準ずるものとして総務大臣が認める経費の支出については、その他公債費に準ずる支出として、地財法 5 条各号に規定する経費に該当するものが計上されているか。	・省令 7Ⅷ ・一般会計等の決算書類 （債務負担行為に係る部分）

総括表④ 将来負担比率の状況

- 当該団体の一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高や退職手当負担見込額、土地開発公社や第三セクターに対する負担見込額等（これらを将来負担額といいます。）から、当該団体が設置する基金など地方債の償還などに充てることができる財源（充当可能財源）を控除した「実質的な将来負担額」が、各算定様式に記入された数値に基づき、算定されます。
- 実質的な将来負担額の「標準財政規模」※に対する割合（比率）が「将来負担比率(%)」となります。
 ※ 正確には、「標準財政規模」から地方債の元利償還金等に係る経費として普通交付税の基準財政需要額に算入される額（算入公債費等の額）を控除した額が、将来負担比率の分母となります。
- 実質的な将来負担額がない場合（つまり充当可能財源等が将来負担額を上回る場合）には、当該団体の財政状況が良好であるか、地方債現在高が他団体と比較して少ないなど、何らかの理由が特定される必要があり、そのような状況が認められない場合は、算定ミスの可能性があるため、慎重なチェックが必要となります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 「地方債の現在高」が、1①表「地方債現在高(12)」の「合計」と一致しているか。	・ 法 2Ⅳイ ・ 1①表「地方債現在高(12)」の「合計」
☐ 「債務負担行為に基づく支出予定額」が、4①表「支出予定額」「将来負担額」と一致しているか。	・ 法 2Ⅳロ、令 5、則 8 ・ 4①表「将来負担額」
☐ 「公営企業債等繰入見込額」が、4②③表「(10)合計（※総括表④「公営企業債等繰入見込額」に記入する額）」と一致しているか。	・ 法 2Ⅳハ、則 9 ・ 4②③表「(10)合計」
☐ 「組合負担等見込額」が、4④表「将来負担額(4)+(8)」と一致しているか。	・ 法 2Ⅳニ、則 10 ・ 4④表「将来負担額(4)+(8)」
☐ 「退職手当負担見込額」が、4⑤A表「将来負担額(1)+(2)-(3)+(4)」と一致しているか。	・ 法 2Ⅳホ、則 11 ・ 4⑤A表「将来負担額(1)+(2)-(3)」

□ 「設立法人の負債額等負担見込額」が、「地方道路公社」、「土地開発公社」、「地方独立行政法人」、「第三セクター等」の合計額として、正しく計算されているか。	・ 法 2IVへ、令 6、則 12 ・ 総括表④「地方道路公社」、「土地開発公社」、「地方独立行政法人」、「第三セクター等」
□ 「地方道路公社」が、4⑥A表「将来負担額ZA」と一致しているか。	・ 法 2IVへ、令 6、則 12 I ・ 4⑥A表「将来負担額」
□ 「土地開発公社」が、4⑥B表「将来負担額(16)×(17)」と 4⑥D 表「将来負担額合計 (3)」の合計額と一致しているか。	・ 法 2IVへ、令 6、則 12 II、IV ・ 4⑥B表「将来負担額(16)×(17)」、4⑥D 表「将来負担額合計 (3)」
□ 「地方独立行政法人」が、4⑥E表「将来負担額」と一致しているか。	・ 法 2IVへ、則 12 III ・ 4⑥E「将来負担額」
□ 「第三セクター等」が、4⑥F表-ア「5 合計額」、4⑥G表-ア「4 合計額」、4⑥H表-ア「5 合計額」の合算値として正しく転記されているか。	・ 法 2IVト、チ、則 13、14 ・ 4⑥F-ア「5 合計額」、4⑥G-ア「5 合計額」、4⑥H-ア「5 合計額」
□ 「連結実質赤字額」が、以下のとおり総括表②「合計」と突合しているか。 ・「合計」が正の値の場合：0 ・「合計」が負の値の場合：当該値の絶対値	・ 法 2II、IVト ・ 総括表②「合計」
□ 「組合連結実質赤字額負担見込額」が、4⑦表「将来負担額(27)」と一致しているか。	・ 法 2IVヌ、則 15 ・ 4⑦表「将来負担額(27)」
□ 「充当可能基金」が、4⑧表「充当可能基金(9)」の「小計」と一致しているか。	・ 法 2IVル、則 16 ・ 4⑧表「充当可能基金(9)」の「小計」
□ 「充当可能特定歳入」と「うち都市計画税」が、4⑨C表の「特定の歳入見込額 (合計)」と「4 都市計画税収」とそれぞれ一致しているか。	・ 法 2IVヲ、則 17 ・ 4⑨C表「特定の歳入見込額 (合計)」、「4 都市計画税収」
□ 「基準財政需要額算入見込額」が、4⑩表「基準財政需要額算入見込額・総括表」の「算入見込額」の「合計」から正しく転記されているか。	・ 法 2IVワ、則 18 ・ 4⑩表「基準財政需要額算入見込額・総括表」の「算入見込額」の「合計」
□ 「将来負担額A」が、「地方債の現在高」から「組合連結実質赤字額負担見込額」までの合計額として、正しく計算されているか。	
□ 「充当可能財源等B」が、「充当可能基金」、「充当可能特定歳入」、「基準財政需要額算入見込額」の合計額として、正	・ 法 2IV柱書

しく計算されているか。 また、「A－B」が、正しく計算されているか。	
☐ 「標準財政規模C」が、総括表①「標準財政規模（千円）」と一致しているか。	・ 総括表①「標準財政規模（千円）」
☐ 「算入公債費等の額D」が、正しく計算されているか。 「算入公債費等の額」＝総括表③の⑨～⑪の合計額 （特別区にあっては⑮） また、「C－D」が、正しく計算されているか。	・ 法 2Ⅲ、法 2Ⅳ柱書 ・ 総括表③の⑨～⑪、⑮
☐ 「将来負担比率(%)」が、$(A - B) / (C - D)$の結果として、正しく計算されているか。 <u>※（A－B）が負の値となる場合には、「－」と表示されます。</u>	・ 法 2Ⅳ柱書
☐ 各欄の下に表示される「分母比」が大きい項目について、これまでの財務監査等において既に認識しているものであるか。認識していなかった場合、その理由や原因を特定することができるか。 <u>！ 将来負担比率の算定結果に大きく影響するため、分母比が大きい項目の額に間違いがないかチェックが必要です。</u>	
☐ 将来負担比率が「－」となる場合（A－Bが負の値となる場合）に、その理由を特定することができるか。 <u>！ 以下のミスをしていないかチェックしてください。</u> （誤りの例） ・ 「地方債の現在高」の計上もれ又は単位違い（百万円単位で記入しているなど） ・ 「充当可能特定歳入」の過大見込み ・ 「基準財政需要額算入見込額」の過大計上又は単位違い（円単位で記入しているなど）	

1 ①表 一般会計等に係る実質収支額

- 当該団体が設置する一般会計及び特別会計のうち、「一般会計等」に該当する会計について、当該会計ごとの実質収支額を算定し、それらの実質収支額を合算することで「一般会計等」の実質収支額を算定します。
- 一般会計等の相互間の重複額を控除していない歳入総額及び歳出総額（純計前の額）を基に実質収支額を算定します。
- 会計ごとの実質収支額は、当該会計の「歳入総額」と「歳出総額」の差引き（形式収支）から、継続費の通次繰越額など「翌年度に繰り越すべき財源」を控除して算定します。
- それら会計ごとの実質収支額を合算した結果が負の値となった場合に、当該額が「実質赤字額」（正の値）となり、当該実質赤字額の「標準財政規模」に対する割合（比率）が「実質赤字比率」となります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 1①表に、当該団体が設置する特別会計のうち、「一般会計等」に該当する特別会計が適切に区分された上で、その会計名が正しく記入されているか。	・ 法21イ～ハ、令2、則1 ・ 記載要領 P. 1-2 ・ 特別会計設置条例
□ 「一般会計等に属する特別会計」の中に、当該団体内の財産区の収支が含まれていないか。 <u>！ 財産区は、当該団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、その収支は一般会計等の収支に含めません。</u>	・ 特別会計決算書
□ 一般会計及び特別会計ごとの「歳入総額(1)」及び「歳出総額(2)」に、地方自治法施行規則第16条の2の「実質収支に関する調書」に記載されている「1 歳入総額」及び「2 歳出総額」が正しく転記されているか。 <u>！ 金額が千円単位であることに注意が必要です。</u>	・ 実質収支に関する調書（地方自治法施行規則16の2）
□ 「事業繰越額(8)」には、 <u>n年度において支出負担行為をすることができず未執行となったため、不用額とし、(n+1)年度において新たに歳出予算に計上し執行するものの他に、</u>	・ 記載要領 P. 9 の 6

(n+1) 年 3 月 31 日までに支出負担行為はしたが、同年 5 月 31 日までに支出を終わらなかったものについて、事故繰越の手続きをとらず不用額としたものも、もれなく計上されているか。	
□ 「国の予算等貸付金債」に係る特別会計において、n 年度中の貸付残額を不用額として処理した場合、当該不用額が事業繰越額として「事業繰越額(8)」に適切に計上されているか。	・記載要領 P. 9 の 7
□ n 年度中に支払債務が発生したものについて、(n+1) 年度以降にその支払を繰り延べた実態があるものについて、当該繰延額が「支払繰延額(9)」に適切に計上されているか。	・記載要領 P. 10 の 8①～④の例
□ 「(5)～(9)に係る未収入特定財源(10)」に、要件に該当しない特定財源が過大に計上されていないか。 ※ 未収入特定財源の対象範囲は、決算統計と同じです。 <u>！ 未収入特定財源は、実質収支を改善する要素であるため、記載要領 P. 10 の 9 の要件に該当しないものを、この欄に計上することは認められません。</u>	・自治令 145、146 ・自治則 15 の 3、15 の 4、15 の 5 繰越計算書 ・当該特定財源について、記載要領 P. 10 の 9 の要件を充たしていることを客観的に証明する資料
□ 「翌年度に繰り越すべき財源(4)」が、(5)から(9)までの合計額から(10)を控除した額として、正しく計算されているか。	・自治令 145、146 ・自治則 15 の 3、15 の 4、15 の 5 ・繰越計算書
□ 一般会計及び特別会計ごとの「実質収支額(11)」が、(3)-(4)と正しく計算されているか。 ・「歳入歳出差引額(3)」は、(1)-(2) ・「翌年度に繰り越すべき財源(4)」は (5)+(6)+(7)+(8)+(9)-(10)	
□ 一般会計及び特別会計ごとの「実質収支額(11)」の「合計」が正しく計算されているか。	
□ 「地方債現在高(12)」に記入されている額が、公債台帳の地方債の現在高と一致しているか。百万円単位や円単位など、単位違いがないか。 <u>！ 満期一括償還地方債の現在高を含んだ実現在高であり、決算統計とは取扱いが異なることに注意が必要です。</u> <u>！ (n+1) 年度予算に関する説明書（地方自治法施行規則第 15 条の 2）の「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関</u>	・法 2IVイ ・公債台帳 ・(n+1) 年度予算に関する説明書（地方自治法施行規則第 15 条の 2）の「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」の「前年度末現在高見込額」

<u>する調書」の「前年度末現在高見込額」と必ずしも一致するものではないが、大きな差額が生じている場合にその理由を確認してください。</u>	・「決算に係る会計年度における主要な成果を説明する書類」など決算認定に際し、議会に提出する資料
□ 一般会計及び特別会計ごとの「地方債現在高(12)」の「合計」が正しく計算されているか。	・公債台帳に基づく会計別年度別地方債残高一覧表

1 ①表（純計） 一般会計等に係る実質収支額

- 当該団体が設置する一般会計及び特別会計のうち、「一般会計等」に該当する会計について、一般会計等の相互間の重複額を控除した歳入総額及び歳出総額（純計後の額）を基に実質収支額を算定します。
- その他の取扱いについては、1 ①表の例によります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 一般会計及び一般会計等に属する特別会計ごとの「歳入総額(1)」及び「歳出総額(2)」は、基本的に決算統計の例（地方財政状況調査表作成要領の第二 普通会計入力要領_二 普通会計の算定方法_「純計の方法」参照）によりますが、一般会計等内の繰入れ・繰出しの調整については、決算統計における「(7)印刷事業等特別会計」及び「(1)用品等管理特別会計」に係る特別な純計方法（収支尻を一般会計等に加算・人件費又は積立金の一般会計等への振替え）を行わず、すべて「(9)その他の特別会計」と同じ方法（会計相互間の繰入れ及び繰出しの控除）で正しく純計されているか。 <u>！ 純計前の額である1 ①表の「歳入総額(1)」及び「歳出総額(2)」とは異なり、純計後の額であることに注意が必要です。</u> <u>！ 金額が千円単位であることに注意が必要です。</u>	・ 法21 柱書 ・ 実質収支に関する調書（地方自治法施行規則16の2） ・ 地方財政状況調査作成要領・第二「普通会計記載要領」「二 普通会計の算定方法」 ・ 記載要領 P. 11

1 ②表 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

- 当該団体が設置する特別会計のうち、「公営企業会計」ではないものの、事業の実施に伴う保険料や料金収入をもってその費用を賄うべき事業（国民健康保険事業や介護サービス事業などの 11 事業）の会計について、当該団体が設置する全ての会計の収支を合算して得られる「連結実質赤字比率」を算定するために、これらの会計についても会計ごとの実質収支額を算定します。
- 会計ごとの実質収支額は、一般会計等の場合と同様に、当該会計の「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除して算定します。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 1②表に、当該団体が設置する特別会計のうち、以下に該当する会計名が、もれなく記入されているか。 また、「事業区分」に以下の番号が正しく記入されているか。 ①国民健康保険事業、②介護保険事業、③後期高齢者医療事業、④農業共済事業、⑤老人保健医療事業、⑥介護サービス事業、⑦駐車場事業、⑧交通災害共済事業、⑨公営競技に関する事業、⑩公立大学附属病院事業、⑪有料道路事業 <u>！ 特に⑥、⑦、⑪に係る特別会計については、地方公営企業決算統計に公営企業として報告していたとしても、地方公営企業法の規定を適用していなければ、健全化法においては、公営企業ではなく、1②表に記入されるべき事業であることに注意してください。</u>	・ 法 218、令 2、則 1 ・ 特別会計設置条例 ・ 記載要領 P. 11
□ 「事業繰越額(8)」と「支払繰延額(9)」について、実態として事業繰越と支払繰延の事実がある場合に、当該繰越額や繰延額が適切に計上されているか。	・ 記載要領 P. 9 の 6-8
□ 「(5)～(9)に係る未収入特定財源(10)」に、要件に該当しない特定財源が過大に計上されていないか。 ※ 未収入特定財源の対象範囲は、決算統計と同じです。 <u>！ 未収入特定財源は、実質収支を改善する要素であるため、記載要領 P. 10 の 9 の要件に該当しないものを、この欄に計上することは認められません。</u>	・ 自治令 145、146 ・ 自治則 15 の 3、15 の 4、15 の 5 繰越計算書 ・ 当該特定財源について、記載要領 P. 10 の 9 の要件を充たしていることを客観的に証明する資料

☐ 「翌年度に繰り越すべき財源(4)」が、(5)から(9)までの合計額から(10)を控除した額として、正しく計算されているか。	・自治令 145、146 ・自治則 15 の 3、15 の 4、15 の 5 繰越計算書
☐ 特別会計ごとの「実質収支額(11)」が、(3)-(4)と正しく計算されているか。 ・「歳入歳出差引額(3)」は、(1)-(2)。 ・「翌年度に繰り越すべき財源(4)」は、 $(5)+(6)+(7)+(8)+(9)-(10)$	
☐ 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業や介護保険事業における負担金や事務費の翌年度精算予定額が、「実質収支額(11)」に算入されていないか。 <u>！ 翌年度に精算されるものであっても、実質収支はあくまでも当該年度の収支を算定するものであるため、翌年度の精算予定額を算入することは認められません。</u>	
☐ 特別会計ごとの「実質収支額(11)」の「合計」が正しく計算されているか。	

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

- 当該団体が設置する公営企業に係る特別会計ごとの資金不足額又は資金剰余額を算定します。
- 算定された資金不足額は公営企業ごとの「資金不足比率」の算定に用いるほか、連結実質赤字額の算定に用います。また、資金剰余額は連結実質赤字額の算定に用います。
- 解消可能資金不足額の算定及び土地評価差額（土地収入見込額）の算定は、別のシートにより行います。
- 決算統計では、想定企業会計を設けて計上することや決算統計独自の取扱いにより数値を計上することがあることから、算定に当たっては、決算統計の値のみを関係資料として用いることがないように留意すること（以下、公営企業について共通。）。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 「都道府県」「市区町村名等」「団体区分」は正しく表示されているか。（「地方公共団体コード」を入力すると自動表示される。）	
□ 「標準財政規模 x」は臨時財政対策債の発行可能額を含めた額であるか。	
□ 「特別会計名」欄に公営企業に係る特別会計が <u>特別会計単位</u> ですべて記入されているか。 <u>！ 想定企業会計（1 の特別会計を事業別に区分して複数の特別会計とするもの）を設けてはならず、必ず特別会計単位で計上すべきもの。</u>	・特別会計（法非適用企業）の設置条例の確認
□ 特別会計が正しく分類されているか（①又は②）。 ① 法適用企業（地方公営企業法の全部又は財務規定を適用しているもの）に係る特別会計か、 ② 法非適用企業（地方財政法施行令第 46 条に掲げられて	・特別会計（法非適用企業）の設置条例の確認

いる事業を行うもの)に係る特別会計か。	
□ 「事業区分」には、各会計において主となる事業が記入されているか。	
□ 「宅造区分」が正しく分類されているか(①、②又は③)。 ① 公営企業に係る特別会計(宅地造成事業を行っている(＝販売用土地を保有している)ものを除く。) ② 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計 ③ 宅地造成事業のみを行う公営企業に係る特別会計	・ 資産台帳
□ 特別会計毎に資金不足比率を算定しているか。(同一会計において複数の事業を行っている場合に、誤って事業毎に算定していないか)	
□ n 年度限りで廃止した公営企業等についても算定漏れはないか。	

<法適用企業>

□ 「(1)」の各欄の額は正しいか。 ・ 「流動負債 a」は貸借対照表(B/S)上の流動負債の額と一致しているか。 <u>！ 決算統計の数値と一致しない場合があるので、必ず決算書類から引用するなど注意する必要がある。</u> ・ 「控除企業債等 b」に含まれる企業債及び他の会計からの長期借入金、流動負債に計上されている建設改良費等に充てるためのものであるか。 ・ 「控除未払金等 c」に含まれる一時借入金又は未払金は、建設改良費に係るもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額であるか。 ・ 「控除額 d」について、則第2条の考え方に照らして、一時借入金や未払金の中に該当するものがないか。 ・ 「PFI 建設事業費等 e」は貸借対照表上の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替	・ 令3①Ⅰイ ・ 令3①Ⅱイ ・ 則附4・則8Ⅰ ・ 貸借対照表 ・ 土地前受金に係る契約書類
--	--

地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものの額であるか。 ・ 「土地前受金 f」は貸借対照表上の前受金の額のうち土地の代金に係る前受金であるか。	
□ 「(2) 算入地方債」には、当該特別会計で発行した退職手当債の金額がきちんと含まれているか。また、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額であるか。（退職手当債や公営企業施設等整理債は準建設改良費に含まれない。漏れはないか。） <u>！ 都道府県から市町村への貸付金も該当する場合がある。</u>	・ 令 3① I ロ ・ 令 3① II ロ ・ 地公企令 23 「企業債明細書」
□ 「(3)」の各欄の額は正しいか。 ・ 「流動資産 g」は貸借対照表上の流動資産の額と一致しているか。また、当該流動資産の額は販売用土地の価額を含めた金額となっているのか。 ・ 「控除財源 h」は関係書類から正しく算出されているか。 ・ 「控除額 i」について、則第 3 条の考え方に照らして、短期貸付金や未収金の中に該当するものがないか。 ・ 「土地評価差額 j」は、2③表の数値と一致しているか。	・ 令 3① I ハ ・ 令 3① II ハ ・ 則附 3 ・ 地公企則 28① ・ 貸借対照表 ・ 2③表「(6) 土地評価差額」
□ 「(4) 地方債残高」欄に記載されているのは、土地の取得及び造成に要する経費の財源に充てられた地方債で、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額であるか。	・ 令 4 II ニ
□ 「(5) 長期借入金」欄に記載されているのは、土地の取得及び造成に要する経費の財源に充てられた他会計からの長期借入金の現在高から、当該長期借入金のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額であるか。	・ 令 4 II ホ
□ 「(7) 解消可能資金不足額」は 2②表の数値と一致しているか。	・ 令 3② ・ 2②表「解消可能資金不足額合計額(6)+(7)」
□ 「(10) 営業収益の額－受託工事収益の額」は損益計算書(P/L)上の営業収益及び受託工事収益の数値を正しく反映	・ 令 17 I ・ 損益計算書 ・ 指定管理者からの事業報

しているか。 また、指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、指定管理者からの事業報告書の数値を反映しているか ☐ 宅造区分3を選択した会計においても、(10)を記入しているか。 <u>！ 地財法に基づく資金不足比率を求めるため。</u> ☐ 「うち指定管理者利用料金」は、利用料金制を導入している指定管理者からの事業報告書の数値と一致しているか。	告書（自治法 244 条の 2 ⑦に基づくもの） ・ 地財令 26② ・ 地財令 27②
☐ 「(11)」に数値の記入があるのは、宅地造成事業のみを行っている公営企業であるか。 ☐ 「(11)」の各欄は正しいか。 ・ 「資本＋負債 k」は、貸借対照表上の資本の額及び負債の額の合算額と一致するか。 ・ 「PFI 建設事業費等のうち流動負債に係るリース債務 l」に記載されているのは、2①表における「PFI 建設事業費等 e」のうち、リース債務に係るものの額であるか。	・ 令 17Ⅱ ・ 地公企令 15Ⅰ ・ 地公企令 15Ⅱ ・ 則附 4② ・ 貸借対照表
☐ 「(12) 事業の規模」に表示される値に誤りがないか。	・ 法 22②
☐ 「(13)繰越欠損金」は、正の値となっているか。	
☐ 「資金不足比率」の値に誤りはないか。	
☐ 「標準財政規模比」の値に誤りはないか。	

<法非適用企業>

☐ 「(1) 歳出額」は、歳入歳出決算書における歳出額と一致しているか。	・ 令 3①Ⅲイ ・ 令 3①Ⅳイ ・ 歳入歳出決算書
☐ 「(2) 算入地方債」には、当該特別会計で発行した退職手当債の金額がきちんと含まれているか。（退職手当債や未稼働資産等整理債は準建設改良費に含まれない。漏れはないか。） <u>！ 都道府県から市町村への貸付金も該当する場合がある。</u>	・ 令 3①Ⅲロ ・ 令 3①Ⅳロ

□ 「(3)」の各欄の数値は正しいか。 ・ 「歳入額 s」は歳入歳出決算書における歳入額と一致しているか。 ・ 「事業繰越等に係るもの t6'」欄に記載されているのは、「未収入特定財源 t6」のうち、事業繰越及び支払繰延に係るものの額であるか。 ・ 「(3') 繰上充用金」を記載されているのは、n年度の歳入が歳出に不足するためn+1年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額であるか。 <u>！ 地財法に基づく資金不足比率を求めるため。</u> ・ 「(3'') 土地収入見込額」は、2③表の数値と一致しているか。	・ 令 3①Ⅲハ ・ 令 3①Ⅳハニ ・ 地財令 16①Ⅰ ・ 地財令 16①Ⅲ ・ 2③表「(5)土地収入見込額」
□ 「(4) 地方債残高」欄に記載されているのは、土地の取得及び造成に要する経費の財源に充てられた地方債か。	・ 令 4Ⅳホ
□ 「(5) 長期借入金」欄に記載されているのは、土地の取得及び造成に要する経費の財源に充てられた他会計からの借入金か。	・ 令 4Ⅳヘ
□ 「(7) 解消可能資金不足額」は2②表の数値と一致しているか。	・ 令 3② ・ 2②表「解消可能資金不足額合計額(6)+(7)」
□ 「(10) 営業収益の額－受託工事収益の額」は営業収益に相当する収入の額及び受託工事収益に相当する収入の額を正しく反映しているか。 また、指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、指定管理者からの事業報告書の数値を反映しているか。 □ 「うち指定管理者利用料金」は、利用料金制を導入している指定管理者からの事業報告書の数値と一致しているか。	・ 令 17Ⅲ ・ 指定管理者からの事業報告書（自治法 244 条の 2 ⑦に基づくもの）
□ 「(11) 資本＋負債」に数値の記入があるのは、宅地造成事業のみを行っている公営企業であるか。 □ 「(11) 資本＋負債」には次のいずれか大きい額が記入されているか。 ・ ①地方債現在高＋②他会計借入金現在高＋③実質赤字額 ・ イ実質黒字額＋ロ土地収入見込額	・ 令 17Ⅳ ・ 則 19 ・ 歳入歳出決算書
□ 「(12) 事業の規模」に表示される値に誤りがないか。	・ 法 22②

☐ 「資金不足比率」の値に誤りはないか。	
☐ 「標準財政規模比」の値に誤りはないか。	

2②表 解消可能資金不足額

- 解消可能資金不足額は、公営企業について、原則として、特別会計単位で算定します。
- 解消可能資金不足額の算定方法には、以下の方式があります。
 - ・ 累積償還・償却差額算定方式
 - ・ 減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（法適用企業）
 - ・ 減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（法非適用企業）
 - ・ 個別計画策定算定方式
 - ・ 基礎控除額策定算定方式
- 解消可能資金不足額の算定に当たっては、過去の財政関係書類を参照しなければならない場合があると考えられることから、必要な資料の準備等のために監査事務局と財政担当部局及び事業担当部局が相互に十分な連絡調整を行う必要があることに留意してください。
- 解消可能資金不足額の算定に当たって、決算統計の数値は、想定企業会計による事業区分の設定や決算統計独自のルール設定（計上すべき事項の限定等）のために用いることができない場合があります。このため、指標の算定・監査に当たっては、決算書類等を参照してください。

チェックポイント

<様式2②>

内 容	関係法令 参考書類
□ 解消可能資金不足額の算入前において資金の不足額があるすべての公営企業に係る特別会計について記入されているか。 <u>！ 令第3条第1項の規定に基づく資金の不足額がない公営企業については、記入は不要。</u> <u>！ 地公企令第8条の4に規定する2以上の事業の経理を行う特別会計にあっては、事業ごとに解消可能資金不足額を算定することは差し支えないこと。</u>	・ 令3②

☐ 事業の種類と算定方法の対応に誤りはないか。 ・ 累積償還・償却差額算定方式（＝全事業） ・ 減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（＝地下鉄・新交通システム・路面交通を営む鉄道事業又は軌道事業、下水道事業） ・ 個別計画策定算定方式、基礎控除額算定方式（供用開始後 15 年以内の下水道事業）	
☐ 「累積償還・償却差額方式(1)」から「基礎控除額算定方式(5)」までの各欄は、2②A 1 表から 2②D 表までの各表における数値と一致するか。	・ 2②A1 表 ・ 2②B 表 ・ 2②C 表 ・ 2②D 表
☐ 「累積償還・償却差額方式(1)」から「基礎控除額算定方式(5)」までのいずれかに数値が記入されているか。 <u>！ いずれかの方式により算定することが必要。</u>	・ 則 6①
☐ 「1 項の額 (6)」は、「累積償還・償却差額方式(1)」から「基礎控除額算定方式(5)」までのいずれかの数値を正しく引用しているか（表内突合）。	・ 則 6①
☐ 「2 項の額 (7)」は、「地方債の名称」に記載されている地方債の現在高の合算額に一致するか。 <u>！ この欄に、建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債の現在高が含まれていないことを確認。</u>	・ 則 6②

<2②A1 表・2②A2 表>

☐ 2②A 1 表の「累積元金償還金 (1)」は関係書類に基づき正しく算出されているか。	・ 則 6① I
☐ 2②A 1 表の「累積減価償却費 (2)」は関係書類に基づき正しく算出されているか。 <u>！ 法非適用企業であっても施設ごとの耐用年数に応じた減価償却費を算定することが必要（簡易水道事業及び下水道事業については、別紙算定シートによる簡易算定も可）。審査に当たっては、減価償却費が正しく算出されていることを確認。</u>	・ 則 6① I

☐ 2②A1表の「平準化債発行済額(3)」は、建設改良費に対する資本費平準化債の発行済み額(の合算額)と一致するか。 <u>! この欄に、未利用施設の利子分に対する平準化債発行額が含まれていないことを確認。</u>	・ 則 6① I
☐ 2②A1表の「うち元利償還金に対する繰入額(7)」は2②A2表の数値と一致しているか。	・ 2②A2表「元利償還金に対する繰入額 G」 ・ 解消可能資金不足額に関する基準等第二
☐ 2②A2表中、元利償還金及び準元利償還金の額について、n年度において元利償還金がない特別会計については、元利償還金がある直近の年度以前三年度についての記載となっているか。	・ 解消可能資金不足額に関する基準等第二 2

<2②B表>

☐ 「A」の各欄の額は正しいか。 ・ 「流動負債 a1」は、貸借対照表に計上されている流動負債の額か。 ・ 「控除企業債等 a2」に含まれる企業債及び長期借入金 は、流動負債に計上されている建設改良費等に充てるためのものであるか。 ・ 「控除未払金等 a3」に含まれる一時借入金又は未払金 は、建設改良費に係るもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額であるか。 ・ 「PFI 建設事業費等 a4」は貸借対照表上の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るものの額であるか。	・ 則 6① II A ・ 地財令 15① I ・ 省令附 8 III ・ 2①表
☐ 「B」の各欄の額は正しいか。	・ 則 6① II B

・「固定負債 b1」は貸借対照表上の固定負債の額と一致しているか。 ・「流動負債 b2」は、貸借対照表上の流動負債の額と一致しているか。	・ 地財令 15②
☐ 「C」の各欄の額は正しいか。 ・「経常利益の額 c1」は、損益計算書に計上されている経常利益の額か。 ・「長期前受金戻入 c2」は、損益計算書に計上されている長期前受金戻入と資本費繰入収益の合算額か。 ・「減価償却費 c3」は、損益計算書に計上されている減価償却費の額か。	・ 則 6①Ⅱ C
☐ 「D 残存耐用年数相当年数」の数値は告示に定める年数と一致するか。 主に路面交通事業を営む鉄道事業又は軌道事業・・・25 年 主に地下鉄事業、新交通システム事業を営む鉄道事業又は軌道事業・・・45 年 下水道事業・・・45 年	・ 解消可能資金不足額に関する基準等第三 1

<2②C表>

☐ 「A」の各欄の額は、2①表の該当部分と一致するか。 ・ 「事業繰越額 t4」は、2①表における「事業繰越額 t4」について、正しく引用されているか。 ・ 「支払繰延額 t5」は、2①表における「支払繰延額 t5」について、正しく引用されているか。 ・ 「事業繰越等に係るもの t6'」は、2①表における「事業繰越等に係るもの t6'」について、正しく引用されているか。 ・ 「繰上充用金(3')」は、2①表における「(3')繰上充用金」について、正しく引用されているか。	・ 則 6①Ⅲ A ・ 地財令 16① I ・ 地財令 16① II ・ 歳入歳出決算書 ・ 2①表
☐ 「B 地方債の現在高」は、建設改良費・準建設改良費の財源に充てた地方債も含めた数値となっているか。また、他の会計からの長期借入金の現在高を含んだ数値となっているか。	・ 則 6①Ⅲ B

☐ 「C」のうち「営業費用相当額 c3」には、減価償却費相当額は含まれていないか。 <u>！ この算定様式では、営業費用相当額には減価償却費相当額は含まないものと想定。</u>	・ 則 6①Ⅲ C
--	-----------

<2②D表 個別計画策定算定方式>

☐ 経営計画の表内各欄の数値は整合的か（表内突合）。 <u>！ 例えば、経営計画において処理区域内人口の増加を想定した料金収入の増加を見込んでいる場合、相応の費用の増加も見込まれているか。</u>	・ 経営計画（則の別紙様式）
☐ 経営計画の各項目は、以下の告示の条件を満たしているか。（計画期間中に新たな施設の整備又は供用開始を予定している場合は、その影響を適切に反映させているか。） ・ 公営企業の使用料収入は、当該年度の初日における有収水量1立方メートル当たりの使用料収入の額に変動率（当該年度の前年度の物価上昇率を上限とする。）を乗じた額を前提として見込んでいるか。 ・ 各年度の雨水処理負担金その他の営業収益の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込んでいるか。 ・ 各年度の一般会計等からの繰入額その他の営業外収益の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込んでいるか。 ・ 各年度の維持管理費その他の営業費用の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込んでいるか。 ・ 一時借入金の利払いその他の営業外費用の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込んでいるか。	・ 経営計画（則の別紙様式） ・ 解消可能資金不足額に関する基準等第四2(4)
☐ 経営計画において、供用開始後 15 年以内に減価償却前経常利益が生じているか。	
☐ 各年度における「資金不足額」、「元利償還金の額」、「経常損益」の各欄は、経営計画の数値と一致するか。	・ 経営計画（則の別紙様式）
☐ 「n 年度決算における資金不足額」は、解消可能資金不足額を算入する前の資金の不足額となっているか。	

<2②D表 基礎控除額算定方式>

☐ 「支払利息の額 (a)」は関係書類に基づき正しく算出され	・ 解消可能資金不足額に関する基準等第四4A
---	------------------------

ているか。	
□ 各年度の「平準化債発行額 (c)」は、供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは施設の利用率が低いものに係る地方債の利子に対する平準化債の額と一致するか。 <u>！ 建設改良費に対する資本費平準化債が含まれていないことを確認。</u>	・ 解消可能資金不足額に関する基準等第四 4
□ 「償還償却差額 d」は 2②A 1 表の数値と一致するか。	・ 則 6①V ・ 2②A1 表「解消可能資金不足額(8)」

2③表・2③A表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等

- 販売を目的として土地を所有する公営企業（特別会計）は、土地収入見込額を算定する必要があります。
- 土地収入見込額は、土地の帳簿価額と、土地の時価による評価の額から販売等に要する経費を控除した額とのいずれか低い額を指します（低価法）。
- 土地収入見込額の算定方法には、以下の方式があります。
 - ・ 販売公表価格を用いる方法
 - ・ 販売公表価格に売出開始からの経過年数に応じた一定の割落とし（0.1以上で地方公共団体において設定する値）を乗じる方法
 - ・ 不動産鑑定士による鑑定評価を用いる方法
 - ・ 公示価格又は基準地価格を用いる方法
 - ・ 相続税評価額を用いる方法
 - ・ 固定資産税評価額を用いる方法

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 2③表の数値は、2③A表における特別会計ごとの合計値と一致しているか。	・ 2③A表
□ 2③A表の「特別会計名」には、販売を目的として土地を所有する会計をすべて記入しているか。（売出しを開始していない土地のみを保有する公営企業であっても、会計名を記入する必要がある。）	
□ 2③A表の「販売経費等見込額」に記載されている必要経費の見込額は適当なものか。 <u>！ 「販売経費等見込額」とは、販売手数料、広告宣伝費、土壤汚染対策費、人件費等の当該販売用土地の売却に要する経費の見込額の合計額をいう。</u> なお、「販売経費等見込額」が零となることは想定されない。	・ 則 4①
□ 2③A表の「造成販売経費等見込額」に記載されている必要経費の見込額は適当なものか。	・ 則 4①

<u>！ 「造成販売経費等見込額」とは、造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額をいい、過去の実績、工事の難易度、工法等を勘案した造成工事、建築工事原価の合計額と販売経費等見込額との合算額とする。</u> なお、未売出土地の評価については、近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算又は減算して求める場合を除き、「造成販売経費等見込額」が零となることは想定されない。	
□ 販売公表価格を用いて一定の割落としを行う場合、割落としの度合い（逓減率）は適切か。（逓減率を設定するために用いた指標は適切か。指標の変動を適切に反映しているか。逓減率は 0.1 以上であるか。）	・ 則 4② I ・ 販売用土地の評価に関する基準 1① II
□ 販売公表価格を更新した場合、更新後の販売公表価格を用いて一定の割落としを行う算定方法の採用が、時価による評価として不適切ではないか。 <u>！ 更新後の販売公表価格を用いるに当たって、販売公表価格を設定する際の基礎となる指標を確認。</u> <u>（販売公表価格の設定自体は長の経営判断に委ねられるものであるが、鑑定評価等を用いずに、新たに設定された販売公表価格を用いることが毎年 0.1 以上の割落としを行う簡便法の趣旨を没却しないか慎重に検討すべき。）</u>	・ 則 4② I ・ 販売用土地の評価に関する基準 1③
□ 不動産鑑定士による鑑定評価を用いる場合や公的土地評価（公示地価、基準地価格、相続税評価額又は固定資産税評価額）を用いる場合における時点修正率は適切か。 （時点修正率を設定するために用いた指標は適切か。指標の変動を適切に反映しているか。指標の変動（傾向）に基づかない時点修正を行う場合には、十分に合理的な理由があるか。）	
□ 不動産鑑定士による鑑定評価では、鑑定評価書に以下の記載事項が具備されているか。（不動産鑑定士が不動産について価格の判定を行う際には、鑑定評価書にこれらの記載が必要（不動産の鑑定評価に関する法律第 39 条）。） ・ その不動産の鑑定評価の対象となった土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利（以下「対象不動産等」という。）	・ 則 4② II III

・ 依頼目的その他その不動産の鑑定評価の条件となった事項 ・ 対象不動産等について、鑑定評価額の決定の基準とした年月日及びその不動産の鑑定評価を行った年月日 ・ 鑑定評価額の決定の理由の要旨 ・ その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士の対象不動産に関する利害関係又は対象不動産等に関し利害関係を有する者との縁故若しくは特別の利害関係の有無及びその内容 □ 法令事項を満たす適正な鑑定評価書がない場合、不動産鑑定士による鑑定評価として用いることができない。	
□ 近隣の標準地に係る公示価格又は近隣の基準地に係る基準地価格を用いる場合、標準地又は基準地に係る個別的要因及び評価対象の土地の個別的要因は適切に反映されているか。 <u>！ 固定資産評価基準を参考として設定する場合は、固定資産評価基準（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示第 158 号）における画地計算法を適用して設定する。</u> <u>！ 地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定する方法の基準を参考として設定する場合は、財産評価基本通達（昭和 39 年 4 月 25 日国税庁長官通達）における路線価方式の画地調整を適用して設定する。</u> <u>！ 不動産鑑定評価を行う際の基準を参考として設定する場合は、不動産鑑定評価基準（平成 14 年 7 月 3 日国土交通省 平成 26 年 5 月 1 日一部改正）に基づく不動産鑑定評価における個別的要因の分析により設定する。</u>	・ 販売用土地の評価に関する基準 3
□ 固定資産税評価額を用いる場合、土地課税台帳又は土地補充課税台帳における評価対象の土地の価額を正しく引用しているか。	・ 則 4②Ⅵ ・ 販売用土地の評価に関する基準 4 ・ 地方税法 341 X、XI
□ 相続税路線価を用いる場合、財産評価基本通達における路線価方式の画地調整を参考にして算定した額であるか。	・ 則 4②Ⅶ ・ 販売用土地の評価に関する基準 5 ・ 地価税法 16

3①表 実質公債費比率の状況（満期一括償還地方債）

- 省令 3 条に規定される満期一括償還地方債の減債基金積立不足額を考慮して算定した額及び 4 条に規定される満期一括償還地方債の年度割相当額を算出するための様式です。
- 銘柄毎に内訳を記載していくが、その際、省令 2 条の満期一括償還地方債として取り扱わない地方債を除いているかに注意する必要があります。
- 市町村合併をした地方公共団体は、省令 14 条の規定に注意する必要があります。
- 省令 3 条に規定される満期一括償還地方債の減債基金積立不足額を考慮して算定した額を算定する際は、省令附則 6 条の臨時財政対策債を発行しない団体の特例を考慮する必要があります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 算定対象年度の前年度末（算定対象年度当初）に存在する満期一括償還地方債についてのみ記述しているか。	・ 公債台帳
☐ 償還期限の満了の日において元金の全部を償還する地方債であっても、省令第 2 条に定める次のものは、実質公債費比率の算定上満期一括償還地方債とは取り扱わないため、これらの額を除いた額が記入されているか。 ア 平成 6 年度から平成 8 年度までに発行された減税補てん債のうち、全額借換えを前提として発行された地方債 イ 公共用地先行取得等事業債 ウ 阪神・淡路大震災復興基金への貸付の財源とするための地方債 エ 新潟県中越地震復興基金への貸付の財源とするための地方債 等	・ 省令 2 条 ・ 公債台帳
☐ 満期一括償還地方債には、全国型市場公募債以外にも、住民参加型市場公募債、銀行等引受債があるので、これらが漏れていないか。	・ 公債台帳
☐ 借換え債のうち、満期一括から満期一括への借換えは 1. (1) 表へ、定時償還から満期一括への借換えは 1. (2) 表へ記入されているか。	

☐ 算入すべき借換債が漏れていないか、また、重複していないか。	
☐ 4. 減債基金積立不足額を考慮して算定した額の【参考】二欄に繰替運用額が正しく記載されているか。	・ 減債基金会計決算書

3②表 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

- 準元利償還金の算定は、繰出基準に基づく繰出金の額を計上するなど、決算書類に掲載されていない事項を用いて算定することから、算定過程を表す資料の用意など、事前準備における監査部局と財政部局との連携が重要となります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 「特別会計名」には、公営企業に係る特別会計がすべて記入されているか。 <u>！ 特別会計単位で算定することを想定しています。</u>	・ 決算書類
☐ 想定企業会計を設定することなく、特別会計単位の数値が記入されているか。	
☐ 例えば、下水道事業における分流式下水道に係る繰出金の額について、その水準が適切であるかを確認するなど、繰出基準の考え方に沿った金額が適正に計上されているか。 <u>！ 下水道事業における分流式下水道に係る繰出金の額については、地方公共団体において設定している「適切な使用料」の考え方・算定方法を確認することが必要です。</u>	・ 決算書類・（各地方公共団体で作成した）繰出基準に基づく繰出金の額の算出過程が明らかになる資料
☐ 繰出基準に基づく繰出額は、決算統計に計上した数値と整合的か。	
☐ 法適用企業「B①」（法非適用企業「B」）の額が、記載要領4①から⑥（法非適用19①～⑦）までの経費として、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認することができるか。	・ 予算書、決算書又は議会に提出された附属資料 ・ 記載要領 P14、17
☐ 地方債の元金償還金のうち、繰上償還に係るものがある場合にあっては、繰上償還に充てる財源として一般会計等から繰り出した額をXから控除しているか。 ☐ また、元金償還金Gから繰上償還額を控除しているか。	
☐ 「納付金K」の額が、指定管理者が納付する納付金のうち、	・ 協定書

元利償還金又は減価償却費に充てるものの額であることを、 協定書等において確認することができるか。	
---	--

3③A表 元利償還金及び特定財源の額

- 総括表③のうち、①に記載する元利償還金の額及び⑧に記載する特定財源の額を算出するための様式です。
- 本様式に計上する特定財源は、用途の特定されている特定財源であるかどうかを確認する必要があります。また、財源充当ルールの定めがあるものについては、当該ルールに従って特定財源の充当がなされているか注意が必要です。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ ①には、各年度における一般会計等に係る公債費（借換債を財源として償還した額を含む。）が計上されているか。	・ 公債台帳
☐ ②には、各年度における繰上償還額及び借換債を財源として償還した額が計上されているか。	・ 公債台帳
☐ ③には、満期一括償還地方債の満期における元金償還額が計上されているか。この際、仮に満期一括償還地方債を繰上償還した場合には、②欄に計上されるものであること。	・ 公債台帳
☐ ④には、地方債の利払金のうち、減債基金運用益を財源として支払った額が計上されているか。	
☐ ⑤のうち、「国や都道府県等からの利子補給」については、「貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金」と重複計上されているものがないか。	・ 公債台帳
☐ ⑤のうち、「公営住宅使用料」については、決算統計の充当ルールに従って充当されているか。	・ 公債台帳 ・ 地方債の現在高等の償還に充てることができる公営住宅の賃貸料等に係る資料 ・ 決算統計における財源充当内訳書もしくはそれに準じる資料
☐ ⑤のうち、「都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税」については、3③B表のB欄の数値が、正しく転記されているか。	・ 3③B表B欄

□ 「⑤特定財源「その他」の内訳」に記入されている「特定財源」が、本様式の対象となる「使途の特定されている特定財源」であるか。 また、「歳入年度」ごとの「特定財源の額」の合計額が、様式上段の「⑤特定財源」の「その他」に計上されているか。	
□ 「公債費充当一般財源等額」が負の値になっていないか。 負の値となっている場合、①公債費に計上もれがあるか、②～④に計上した額に誤りがありますので、確認が必要です。	

3③B表 都市計画税充当可能額

- 3③A表のうち、公債費充当一般財源等額を算出するために控除する都市計画税の公債費等への充当可能額を算出するための様式です。
- あん分の方法により充当可能額を算出するため、都市計画税を充当することができるすべての事業費及び公債費等を本様式に計上することが必要となります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ ①には、都市計画税を充当することのできる都市計画事業費がもれなく計上されているか。	・ 決算書類 ・ 課税状況調査
☐ ②は、公営企業会計における都市計画税を充当することのできる事業に対する一般会計等からの繰出し分が計上されているか。 ※ 公営企業会計における都市計画事業費をそのまま計上するわけではないことに注意が必要です。	・ 公営企業会計の決算書類 ・ 課税状況調査 ・ 3②表
☐ ③には、都市計画税を充当することのできるすべての元利償還金が計上されているか。	・ 公債台帳 ・ 課税状況調査
☐ ④には、都市計画事業関連の公営企業債償還に充てるために繰り出している額が計上されているか。 ※ 公営企業会計における都市計画事業関連の公営企業債償還費をそのまま計上するわけではないことに注意が必要です。	・ 公営企業会計の決算書類 ・ 課税状況調査 ・ 3②表
☐ ⑤には、都市計画税を充当することのできる④以外の準元利償還金（例えば公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出等）が計上されているか。	・ 決算書類
☐ ⑥には、①及び②に係る特定財源の額が計上されているか。	・ 決算書類
☐ ⑦には、③～⑤に係る特定財源の額が計上されているか。	・ 決算書類
☐ ⑧には、各年度において収入した都市計画税収入が計上されているか。	・ 決算書類 ・ 課税状況調査

4①表 債務負担行為に基づく支出予定額

- 当該団体が債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額を算定します。
- 債務負担行為として予算に計上されている経費の種類は様々ですが、将来負担比率において捉えようとするのは、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費）に係る支出予定額で、その支出額が算定時点において確定している部分です。
- 第三セクター等が金融機関からの貸付を受けようとする場合に、地方公共団体が金融機関との間に締結する損失補償契約に係る債務負担行為は、この債務負担行為に基づく支出予定額（4①表）の対象とはせず、当該法人の財務内容や経営状況を勘案した算定方法（4⑥F表）により将来負担額を算定します。
- なお、国営土地改良事業に係る負担金など、本来は債務負担行為の設定が必要な支出について、債務負担行為を設定しないままに支出している場合は、当該支出予定額が将来負担比率に適切に反映されないため、今後の支出予定額分については、速やかに債務負担行為を予算に計上すべきであることに注意が必要です。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 当該団体が予算に定めている債務負担行為のうち、以下の全ての要件に該当するものが、 <u>適切に記入されているか。</u> （要件） ・ 一般会計等の予算に定められているもの。 （ただし、実質的に一般会計等からの繰出しによって負担することが見込まれるものを含みます。） ・ 地方財政法第5条各号の経費に係るもの。 ・ 通常であれば、契約等の相手方による契約内容の実行等があった時点で、当該団体が地方債を財源とするなどして、その支払いを一括して行うものについて、当該相手方との取決めにより、後年度にわたって支払いを行うこととされているもの。	・ 法24Ⅳロ、令5、則8 ・ 記載要領P.21-24 ・ (n+1)年度予算に関する説明書（自治則15の2） ・ 「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」の「事項」
☐ 当該団体が予算に定めている債務負担行為のうち、以下のものが記入されていないか。	

・ 一般会計等以外の特別会計の予算に定められているもので、実質的にも一般会計等が負担することが見込まれないもの。 ・ 事務機器や庁用車のリース料や複数年度にわたる工事請負代金の支払経費など、各年度の相手方の契約内容の実行等（サービス等）に対する対価の支払いを債務負担行為として予算に計上しているもの。 ・ 第三セクター等が金融機関からの貸付を受けるために、当該団体が金融機関との間で締結する損失補償等契約に係るもの。	
□ 債務負担行為の事項ごとの「支出予定額(4)」が、以下の支出予定額を適切に含んでいるか。 ・ 土地開発公社に土地の取得を依頼している場合における土地の買戻しに要する経費で、いわゆる「供用済土地」や「未収金土地」に係る支出予定額 ・ 第三セクター等が行う施設建設費や用地取得費に係る借入金償還に対する元利補給等の補助額（ただし、(n+1)年度以降に発生する利子分に対する補助額は除く。）	・ (n+1)年度予算に関する説明書（自治則 15 の 2） 「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」の「当該年度以降の支出予定額」
□ 「事項(1)」に記入されている債務負担行為が、以下の①～⑩の区分ごとに適切に分類されているか。 ① PFI 事業に係る公共公用施設建設事業費等 ② いわゆる「五省協定」に係る公共公用施設建設事業費 ③ 国営土地改良事業に対する負担金 ④ 森林研究・整備機構（廃止前の緑資源機構等を含む）や水資源機構等が行う事業に対する負担金 ⑤ 職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料 ⑥ いわゆる「依頼土地」の買い戻しに要する経費 ⑦ 社会福祉法人の施設建設費の償還に対する補助 ⑧ 損失補償又は保証に係る債務の履行に要する支出予定額 ⑨ 債務引受に係る債務の履行に要する支出予定額 ⑩ ①～⑨に準ずる経費（元利補給金に係る支出予定額等）	・ 則 8 ・ 記載要領 P. 21-24
□ 債務負担行為の事項ごとの「支出予定額(4)」が、以下の支出額（又は支出予定額）を含んでいないか。 ・ n 年度以前に既に支出を終えている額 ・ (n+1) 年度以降に発生する利子に対する支出予定額 <u>！ ただし、n 年度までに発生した利子を (n+1) 年度以降</u>	

<u>に支払う場合には、その利子相当額を含みます。</u>	
□ 債務負担行為の事項ごとの「支出予定額(4)」が、予算に定められている「限度額(3)」を超えていないか。	
□ 債務負担行為の事項ごとの「支出予定額(4)」の合計値が、「将来負担額(合計)」に正しく計算されているか。	
□ 「支出予定額(4)」の右に表示される「構成比」が大きいものについて、単位違いなどの誤りがないか。 また、支出予定額が大きい理由を確認することができるか。	
□ 「区分⑧」及び「区分⑨」に該当する場合の当該支出予定額が、正しく記入されているか。 <u>！ 一括払いでn年度に支出した額及び未だ履行されていない段階のもの（未確定債務）の額を除いた額であることに注意が必要です。</u> <u>！ 「区分⑨」に該当する場合の当該支出予定額については、損失補償又は保証に係る債務の履行の手段として債務を引き受けた場合に当該引き受けた債務の履行に要する経費の額を除いた額であることに注意が必要です（当該額は、「区分⑧」に含めて記入します。）。</u>	・(n+1)年度予算に関する説明書（自治則15の2） ・「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」の「事項」 ・損失補償・債務保証契約書 ・損失補償又は保証に係る債務の履行契約書
□ 「区分⑩」に該当する場合の当該支出予定額が合理的に算定された上で、その算出過程が具体的に示されているか。	
□ 国営土地改良事業に係る負担金など、本来、債務負担行為の設定が必要な支出について、債務負担行為を設定しないままに支出している実態がないか。 <u>！ 債務負担行為を設定していない支出予定額が、将来負担比率に適切に反映されないため、今後の支出予定額分については、速やかに債務負担行為を予算に計上する必要があります。</u>	・国営土地改良事業等の負担金の決定・徴収通知書

4 ②③表 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額

- 宅造事業以外に係る部分と宅造事業に係る部分とを分けて算定します。
- 宅造事業以外に係る部分は、過去3箇年の繰入れ実績に応じ、企業債現在高をあん分して算定します。ただし、経常赤字の企業は繰出基準に基づく繰入れ見込額を下限とします。
- 宅造事業に係る部分は、債務超過に当たる部分を将来負担比率に算入します。ただし、販売用土地については時価評価を行います。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ n年度における元金償還金の有無に関する記入は正しいか。	
☐ 経常利益の額又は経常利益に相当する額の有無に関する記入は正しいか。	・ 損益計算書
☐ 「(1)準元金/元金(3か年平均)」は4 ②③A表の数値と一致しているか。 ☐ (n-2)年度からn年度までの準元金償還金の額については、実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金の元利償還金に対する割合により算出しても構わないこととするが、元金償還金又は利払いのみに対する繰入れの額が多額に上ること等により準元利償還金を用いた割合が準元金償還金による割合と大きく異なるなど、この方法によることが適当でないと考えられる場合には、当該事情を踏まえた上で準元金償還金を適切に算出すること。 特に、地下鉄事業・市場事業・駐車場事業等については、繰出基準において、元金償還金又は利払いのみに対する繰入が定められているので、算定に当たり、留意が必要。	・ 則9ⅡⅦ ・ 4②③A表「(9)三か年平均」
☐ (n-2)年度からn年度までの元金償還金の額は関係書類から正しく算出されているか。	
☐ 「(2)元金の残高(指定地方債を除く。)」には、n年度の	・ 則9ⅡⅦ

末日における特別会計の地方債（公営企業に係る特別会計にあっては、指定地方債を含まない。）の現在高が計上されているか。	
□ 「(4)計画額」は、指定地方債又は特別会計に係る地方債の元金償還金に充てるための一般会計等からの（n+1）年度以降の繰入れの総額（事業計画等において予定された見込額）と一致しているか。	・ 則 9ⅠⅡⅦ
□ 「(5)繰出基準額」は 4②③B表の数値と一致しているか。 □ 繰出基準に基づく繰入れ見込額の値は正しいか。 <u>！ 繰出基準の額は、実質公債費比率の算定における整理と整合的か。</u>	・ 則 9ⅠⅡ ・ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額を算定するための基準 ・ 4②③B表
□ 法適用企業の「A」の各欄の額は正しいか。 ・ 「固定負債」は、貸借対照表上の固定負債の額と一致しているか。 ・ 「流動負債」は、2①表における「流動負債 a」について、正しく引用しているか。	・ 則 9ⅢA
□ 法適用企業の「B」、「D」の額は、それぞれ 2①表の額を正しく引用しているか。	・ 則 9ⅢB D ・ 2①表
□ 法適用企業の「C」の流動資産、固定資産、繰延資産の額は、それぞれ貸借対照表の額を正しく引用しているか。	・ 則 9ⅢC
□ 法適用企業の「E 未売出土地収入見込額」は、2③A表における未完成土地について、正しく引用しているか。	・ 則 9ⅢE ・ 2③A表「(5)土地収入見込額」
□ 法適用企業の「F 控除額」は、則・算定要領に基づき適切に算定されているか。 宅地造成事業を行う特別会計において、資金の剰余額の算定上控除された金額がある場合において、当該額を将来負担額に含めないこととするためのものです。具体的には、以下の算式①により算出した額を計上してください。	・ 則 9ⅢF

○算式① (※ 2①表「法適用企業・宅地造成」(1)、(2)及び(3)を参照。) イ－(ロ＋ハ) イ＝「流動資産」－(「控除財源」＋「控除額」＋「土地評価差額」) ロ＝「流動負債」－(「控除企業債等」＋「控除未払金等」＋「控除額」＋「PFI 建設事業費等」＋「土地前受金」) ハ＝「算入地方債」 (注1) 算式①により算出した額がマイナスとなる場合は「0」を記入してください。 (注2) 算式①により算出した額が以下の算式②により算出した額を超える場合は、算式②により算出した額を記入してください。 ○算式② (※ 2①表「法適用企業・宅地造成」(4)及び(5)を参照。) 「n年度決算における土地造成等経費(注3)の財源に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額」 ＋「n年度決算における土地造成等経費の財源に充てるための他会計からの長期借入金の現在高から、当該長期借入金のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額」 (注3) 土地造成等経費：販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費(省令第7条参照)	
☐ 法非適用企業の「A」の額は、関係書類から正しく引用しているか。	・ 則 9V A
☐ 法非適用企業の「B未売出土地収入見込額」は、2③A表における未完成土地について、正しく引用しているか。	・ 則 9V B ・ 2③A表「(5)土地収入見込額」
☐ 法非適用企業の「C」の額は、減価償却費相当額を含め、固定資産相当額を適切に算定しているか。	・ 則 9V C
☐ 法非適用企業の「D 控除額」は、則・算定要領に基づき適切に算定されているか。	・ 則 9V D

4 ④表 組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

- 当該団体が加入する組合（地方開発事業団を含む。）が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額を算定します。
- 組合の会計（地方債現在高があるもの）ごとに、当該会計の地方債現在高に対する当該団体の一般会計等による負担等見込額を将来負担額として捉えますが、組合の規約などによりあらかじめ構成団体ごとの負担額が明らかである場合には、その額を将来負担額とします。
- 構成団体ごとの負担額が明らかでない場合には、過去3か年度における当該団体からの負担割合の状況によって、負担等見込額を推計します。
- 組合の構成団体間で、それぞれの負担等見込額やその算定方法に齟齬があってはならないので、審査の際は、組合自身が作成した根拠資料を確認する必要があります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 「組合の名称(1)」に、当該団体が加入する組合のうち、n年度末時点において地方債の現在高がある組合が、正しく記入されているか。	・ 法24二、則10 ・ 当該団体が加入する組合等の一覧 ・ 組合が保管する公債台帳など地方債の現在高を確認することができる資料
□ 「会計名(2)」と「会計ごとの地方債現在高(3)」に、当該地方債の現在高がある会計の名称とその現在高が、もれなく記入されているか。	・ 組合の(n+1)年度予算に関する説明書(自治則15の2)
<u>負担等見込額の考え方が明らかな場合</u> □ 「負担の考え方(5)」に、「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」の額についての算定の考え方と算出過程が、具体的な数値（人口割であればその人口、規約に定められた負担割合であれば、他団体の負担割合を含めた負担割合の内訳など）を用いて、詳細に示されているか。	・ 組合の規約 ・ 告示「組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定の基準」（以下「基準」）Ⅰ ・ 負担等見込額の算出過程を示す資料（組合の全構成団体の状況が分かるものが望ましい。）

□ また、「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」の算定結果や「負担の考え方(5)」が、組合の構成団体間で整合的なものとなっているか。 (整合的でない場合の例) ・構成団体間で矛盾する基礎数値を使用しているため、負担割合の合計が100%とならない。 ・「負担等見込額の考え方が明らかなでない場合」の方法によって、負担等見込額を算定している構成団体がある。 ・全構成団体の負担等見込額の合計が、当該会計の地方債現在高を上回る。	・組合の規約 ・負担等見込額の算出過程を示す資料(組合の全構成団体の状況が分かるものが望ましい。)
<u>負担等見込額の考え方が明らかなでない場合</u> □ 「過去3か年度における負担割合(6)」が、組合の以下の会計区分ごとに、正しく計算されているか。 ① 公営企業会計以外の会計である場合 ② 公営企業会計である場合 また、特定の年度において負担割合が大きく変動している場合に、その変動理由を確認できるか。	・基準Ⅱイ・ロ ・記載要領P.25の7①② ・①・②の負担割合の算出過程を示した資料
□ 「過去3か年度の負担割合の平均値(7)」が、(n-2)年度からn年度まで負担割合の平均値として、正しく計算されているか。	
□ 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(8)」が、「会計ごとの地方債現在高(3)」に「過去3か年度の負担割合の平均値(7)」を乗じた数値として、正しく計算されているか。	
□ 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」と「(3)のうち一般会計等負担等見込額(8)」の両方に数値が記入されていないか。 <u>！ 数値を記入するのは、いずれか一方です。</u>	
□ 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」の合計が、「(4)の小計」として、正しく計算されているか。	
□ 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(8)」の合計が、「(8)の小計」として、正しく計算されているか。	
□ 「(4)の小計」と「(8)の小計」の合計が、「将来負担額(4)+(8)」として、正しく計算されているか。 また、「将来負担額(4)+(8)」の上に表示される「分母比」が大きい場合、その理由を確認することができるか。	

4 ⑤A表～D表 退職手当支給予定額に係る負担見込額

- 当該団体の職員の全員がn年度の末日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額を算定します。
- 当該負担見込額は、一般職の職員に係る退職手当と特別職の職員に係る退職手当を合算したのですが、一般職の職員に係る退職手当については、国家公務員退職手当法における退職手当の支給方法に倣い、基本額と調整額とを合算して算定することを原則とします。
- ただし、退職手当の支給業務を組合に処理させている場合には、上記の一般職の職員に係る退職手当と特別職の職員に係る退職手当とを合算した額に、組合積立額又は積立不足額を当該合算額から控除又は加算します。
- なお、退職手当の制度が特殊であることなどにより、上記の算定方法ではなく、別の方法による算定が認められる場合がありますが、その場合は、当該算定方法が合理的かつ適正であるか等を確認しなければなりません。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 退職手当支給予定額の対象となる職員が、正しく記載されているか（4⑤A表）。 ・ 算定時点（n年度末日）において別法人で給料を負担しているが退職手当は自団体で支給する予定の職員や休業中の職員を含む。 ・ 算定時点で自団体で給与を負担しているが退職手当は別法人の負担となる予定の職員は除き、前年度（n年度）末日に退職した職員も除く。 ・ 教育長は特別職に区分。	・ 法 2IVホ、則 11
☐ 4⑤B表の「一般職（基本額）合計額」、4⑤C表の「一般職（調整額）合計額（その1）」又は「一般職（調整額）合計額（その2）」、4⑤D表の「特別職合計」及び「組合積立額・積立不足額（一般会計等負担分）（5）」又は「組合積立額・積立不足額（ $c + Y \times (c / c')$ ）」が、それぞれ正しく計算されているか。	

☐ 4⑤A 表の「一般職に属する職員（１）（うち基本額）」、「一般職に属する職員（１）（うち調整額）」、「特別職に属する職員（２）」及び「組合等積立額・積立不足額（３）」に正しく転記されているか。	
☐ 勤続年数別職員数が正しく記入されているか（4⑤B 表）。 - 勤続年数の算定には休業期間・出向期間等を含む。 - 年数計算にあたっては勤続期間が１年未満の者については５捨６入、１年以上の者については１年未満の月数を切り捨てて得られる勤続年数の区分に計上。	
☐ 勤続年数別給与月額総額は正しく記入されているか（4⑤B 表）。	・退職手当に関する条例等
☐ 勤続年数別自己都合退職支給率については、当該団体の条例等により算定される勤務年数別の自己都合退職に係る支給率を確認すること（4⑤B 表）。	・退職手当に関する条例等
☐ 調整額が正しく計算されているか（4⑤C 表）。 - 調整額（その１）の算定方式を選択した場合は、「職員区分毎の調整月額」については、当該団体の人事委員会規則等で規定されている調整月額と突合すること。 - 調整額（その２）の算定方式を選択した場合は、「調整額を支給されない職員に係る退職手当支給総額」が正しく記入されているか留意すること。	・人事委員会規則等 ・国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）附則第 3 条
☐ 特別職の退職手当支給予定額が正しく記入されているか。	・特別職の職員の退職手当に関する条例等
☐ 退職手当の支給業務を組合に処理させている場合には、以下の事項に留意してチェックすること。 - 組合積立額・積立不足額の算定方法は、 ① 組合解散時の残余財産の構成団体間の配分方法（4⑤D 表中段） ② 組合積立額（積立不足額）の簡便な算定方法（4⑤D 表下段） のいずれかの方法で、正しく計算されているか。 - 上記①の方法をとった場合、組合積立額又は積立不足額の算定方法が、組合解散時の残余財産の配分方法についての組合構成団体間の取決めに合致しているか確認（あらかじめ取決めがない場合には、健全化判断比率等の算定のた	・市町村職員退職手当組合規約等

めに組合構成団体間で同じ配分方法を採用しているか確認)。 ・ 上記②の方法をとった場合、「自団体から組合への負担金累積額」等の「累積額」を記入しなければならないため、当該団体の過去の累積額を正しく確認すること。	
□ 退職手当の制度が特殊であることなどにより、上記の算定方法ではなく、別の方法による場合は、以下のとおり事項に留意してチェックすること。 ・ 算定方法が具体的に示されているか。 ・ 当該算定方法が、当該団体の退職手当条例に適合しているか、合理的かつ適正であるか、確認すること。	・ 退職手当に関する条例等

4⑥A表 地方道路公社の負債額

- 当該団体が設立した地方道路公社（道路公社）の借入金残高等の負債のうち、当該団体の一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額を算定します。
- 道路公社が行う有料道路事業や駐車場事業に係る負債額から、計画上の収支見込額（実績値により補正したもの）や道路事業損失補てん引当金のうち借入金の償還に充てることができる額を控除してもなお残額がある場合に、当該残額を将来負担額として捉えるものです。
- 道路公社の借入金残高や収支の実績額を審査する際は、公社が作成した貸借対照表や損益計算書等の財務諸表や国土交通省の許認可を受けた収支予算の明細などの証拠書類との突合が必要となります。
- 負債から控除することができる道路事業損失補てん引当金については、貸借対照表上の額ではなく、道路事業損失補てん引当金のうち、現に借入金の償還に充てることができる額（現金・預金等）に限り、負債から控除できる点に留意してください。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 「道路特措法上の有料道路名 A」に、全ての有料道路名が正しく記入されているか。 当該団体へ提出された道路公社の事業計画をもとに、漏れがないか確認すること。 <u>！ 道路運送法上の有料道路及び有料駐車場等は対象外（「21 以外の業務」に記入）であることに注意が必要です。</u>	・ 法 2IV へ、令 6、則 12 I ・ 道路公社の事業計画
☐ 有料道路ごとに「道路特措法上の事業に係る借入金残高 B ①」が、正しく記入されているか。 道路公社が作成した財務諸表と突合すること。 <u>！ 道路建設のための借入金だけでなく、建設資金償還のために市中銀行等から長期借入した額（借金返済のための借金）も含まれることに注意が必要です。</u>	・ 地方道路公社法 26 ・ 道路公社の財務諸表
☐ 有料道路ごとに「設立団体からの借入金残高 B②」が、正しく記入されているか。 道路公社が作成した財務諸表と突合すること。 <u>！ 設立団体からの借入金は、一般会計等からの借入金や地</u>	・ 道路公社の財務諸表

<u>方自治法第 241 条第 5 項に規定する基金（定額運用基金のことをいい、則第 16 条に規定する地方債の償還額等に充当可能な基金は含みません。）からの借入金に限られ、一般会計等以外の特別会計などからの借入金は含まないことに注意が必要です。</u> <u>！ 貸借対照表上の借入金のうち、最終償還期日が（n+1）年度以降となっているものに限定されることに注意が必要です。</u> <u>！ 道路公社からの償還金を財源として設立団体から道路公社に貸し付けられたものであり、n 年度内に設立法人に返済されなければならない借入金は対象外となることに注意が必要です。</u>	
□ 有料道路ごとに「計画上の収入 C①～C③」が、正しく記入されているか。 道路公社が国土交通省から許認可を受けた直近の収支予算の明細と突合すること。	・「地方道路公社に係る収入見込額及び支出見込額の算定の基準」（以下「基準」）第 1 条 ・直近の収支予算の明細
□ 有料道路ごとに「収入実績 D①～D③」が、正しく記入されているか。収支予算の明細又は財務諸表と突合すること。 また、特定の年度の数値を用いないこととした場合に D④に記載されている理由（災害その他やむを得ない事情）が妥当であるか。 <u>！ 収入実績額には地方公共団体から交付された補助金等の実績額は含まないことに注意が必要です。</u>	・直近の収支予算の明細 ・道路公社の財務諸表 ・災害その他やむを得ない事情を客観的に証明する資料 ・基準第 1 条
□ 有料道路ごとに「将来収入見込額（計画値）F」が、正しく記入されているか。 収支予算の明細上の（n+1）年度以降から料金徴収終了時までの収入予定額の合計額と突合すること。 また、「将来収入見込額（補正值）G」は、F の値に「収入乖離率 E」を乗じた値として、正しく計算されているか。	・直近の収支予算の明細
□ 有料道路ごとに「計画上の支出 H①～H③」が、正しく記入されているか。直近の収支予算の明細と突合すること。	・基準第 2 条 ・直近の収支予算の明細
□ 有料道路ごとに「支出実績 I①～I③」が、正しく記入されているか。収支予算の明細又は財務諸表と突合すること。 また、特定の年度の数値を用いないこととした場合に I④に記載されている理由（災害その他やむを得ない事情）が妥当であるか。	・直近の収支予算の明細 ・道路公社の財務諸表 ・災害その他やむを得ない事情を客観的に証明する資料

□ 有料道路ごとに「将来支出見込額（計画値）K」が、正しく記入されているか。 収支予算の明細上の（n+1）年度以降から料金徴収終了時までの支出予定額の合計額と突合すること。 また、「将来支出見込額（補正值）L」は、K の値に「支出乖離率 J」を乗じた値として、正しく計算されているか。	・ 直近の収支予算の明細
□ 「将来収支見込額 M」が、「将来収入見込額（補正值）G」から「将来支出見込額（補正值）L」を控除した額として、正しく計算されているか。	
□ 「業務名 N」に、道路整備特措法以外の業務の名称が、正しく記入されているか。 例）道路運送法に係る有料道路、有料駐車場、国等からの委託業務など 道路公社の事業計画をもとに漏れがないか確認すること。 ※ <u>道路整備特別措置法以外の業務を行っていない場合は記入の必要はありません。</u>	・ 道路公社の事業計画
□ 業務ごとに「収入実績（収入支出決算）0①～0③」が、正しく記入されているか。道路公社の財務諸表と突合すること。 また、特定の年度の数値を用いないこととした場合に 0④に記載されている理由（災害その他やむを得ない事情）が妥当であるか。	・ 基準第 3 条 ・ 道路公社の財務諸表 ・ 災害その他やむを得ない事情を客観的に証明する資料
□ 業務ごとに「支出実績（収入支出決算）P①～P③」が、正しく記入されているか。道路公社の財務諸表と突合すること。 また、特定の年度の数値を用いないこととした場合に P④に記載されている理由（災害その他やむを得ない事情）が妥当であるか。	・ 基準第 4 条 ・ 道路公社の財務諸表 ・ 災害その他やむを得ない事情を客観的に証明する資料
□ 業務ごとに「業務実施見込期間 Q」が、正しく記入されているか。 <u>！ 道路公社は道路特措法に係る有料道路事業が終了（料金徴収が終了）すれば解散するため、「業務実施見込期間」が、料金の徴収期間内（複数の有料道路を営業している場合、そのうちの最長のもの）であることを確認すること。</u>	
□ 業務ごとに「年数算定根拠 R」が、正しく記入されているか。業務実施見込期間の考え方や見積もり方法が明確に示されているか。例）事業許可期間、公社の存続年数など	・ 業務実施見込期間の算定根拠となる資料

☐ 「将来収支見込額 S」が 0 から P を控除した値に Q を乗じた値として、正しく計算されているか。	
☐ 「2 の事業に係る借入金残高 U」が、正しく記入されているか。道路公社の財務諸表と突合すること。	・道路公社の財務諸表
☐ 「損失補償等履行債務 V」が、正しく記入されているか。 <u>！ 損失補償又は保証をしていた当該地方道路公社の債務が、その損失補償又は保証の履行開始後においても当該地方道路公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額を記入することに注意が必要です。</u> （この趣旨は、履行開始後は、損失補償又は保証に係る債務は確定債務となり、債務負担行為に基づく支出予定額として将来負担額に算入することから（則第 8 条第 7 号）、地方道路公社の貸借対照表上の負債に当該損失補償又は保証をしていた当該地方道路公社の債務が計上されている場合に限って、将来負担額の重複計上を避けるためのものです。）	・道路公社の財務諸表 ・則 8Ⅶ、12Ⅰ ・損失補償・債務保証契約書 ・損失補償又は保証に係る債務の履行契約書
☐ 「債務引受履行債務 W」が、正しく記入されているか。 <u>！ 債務引受を行った当該地方道路公社の債務が、その引き受けた債務の履行開始後においても当該地方道路公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該引き受けた債務の履行に要する経費の支出予定額を記入することに注意が必要です。</u> （この趣旨は、履行開始後は、債務引受を行った地方道路公社の債務は確定債務となり、債務負担行為に基づく支出予定額として将来負担額に算入することから（則第 8 条第 8 号）、地方道路公社の貸借対照表上の負債に債務引受を行った当該地方道路公社の債務が計上されている場合に限って、将来負担額の重複計上を避けるためのものです。）	・道路公社の財務諸表 ・則 8Ⅷ、12Ⅰ ・債務引受契約書 ・引き受けた債務の履行契約書
☐ 「道路事業損失補てん引当金残高（引当可能額に限る）Z」が、正しく記入されているか。 引当可能額とは、当該引当金のうち、借入金の償還に充てることができる、現金・預金等のことをいう。 <u>！ B/S 上の「道路事業損失補てん引当金」の額ではないこと、B/S 上の流動資産額を上回ることにはないことに注意が必要です。</u>	・道路公社の財務諸表

【(参考) B/S 上の負債額参照】 <u>！ 「B/S 上の道路事業損失補てん引当金」―「道路事業損失補てん引当金からの借入金残高」＝「道路事業損失補てん引当金残高 Z」となることを確認すること。</u>	
□ 「将来負担額（共同設立以外）ZA」が以下のとおり正しく計算されているか。 $ZA = (T + U) - (V + W) - (X + Y + Z)$	
□ 2以上の団体が共同して設立した道路公社の場合、「団体名AA」が、正しく記入されているか。 当該団体が最初に記入してあるか確認すること。	
□ 2以上の団体が共同して設立した道路公社の場合、「あん分方法AB」が、具体的に記入されているか。 各団体の道路公社への出資割合又は団体間で協議の上定めた割合を記入してあるか確認すること。	
□ 2以上の団体が共同して設立した道路公社の場合、「団体別将来負担額AC」が、正しく記入されているか。 「あん分方法AB」の結果をもとに、各団体の将来負担額が正しく計上してあるか確認すること。	
□ 「B/S 上の負債額」が、正しく記入されているか。 道路公社から当該団体に提出された財務諸表と突合すること。	・道路公社の財務諸表
□ 「B/S 上の道路事業損失補てん引当金」が、正しく記入されているか。 道路公社から当該団体に提出された財務諸表と突合すること。 <u>！ 「道路事業損失補てん引当金残高 Z」と異なり、貸借対照表に記載されている額が記入されていることを確認すること。</u>	・道路公社の財務諸表
□ 「道路事業損失補てん引当金からの借入金残高」が、正しく記入されているか。 引当金のうち、借入金の償還に充てた額が記入してあるか確認すること。 <u>！ 「B/S 上の道路事業損失補てん引当金」―「道路事業損失補てん引当金残高 Z」＝「道路事業損失補てん引当金からの借入金残高」となることを確認すること。</u>	

4 ⑥B～D 表 土地開発公社の負債額

- 当該団体が設立した土地開発公社の負債の額又は土地開発公社の債務について保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該保証債務の額のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額を算定します。
- 原則として、土地開発公社の財務書類に記載されている財務情報により算定することになります。
- なお、現時点の土地開発公社経理基準では、自主事業用地の評価方法は強制評価減ですが、地方公共団体財政健全化法では低価法を適用し評価することになっています。
- 時価評価に関するチェックポイントは、2③表・2③表Aのポイントを活用してください。

チェックポイント

【土地開発公社を設立した地方公共団体：4 ⑥B 表・4 ⑥C 表】

内 容	関係法令 参考書類
□ 「負債の額(1)」に、土地開発公社の貸借対照表上の負債の額が正しく記入されているか。	・ 法 2IV へ、令 6、則 12 II ・ 土地開発公社の貸借対照表
□ 「設立団体からの借入金(2)」が正しく記入されているか。 ・ 4 ⑥C 表（土地開発公社の負債の内訳①）「(a) 設立団体からの借入金((b) の控除前) の内訳」に、設立団体からの借入金残高が正しく記入されているか。）。 <u>！ 設立団体からの借入金は、一般会計等からの借入金や地方自治法第 241 条第 5 項に規定する基金（定額運用基金のことをいい、則第 16 条に規定する基金は含みません。なお、基金からの貸付を受けている場合には当該貸付金額を 4 ⑧表の「うち貸付金(7)」に計上しなければなりません。）からの借入金に限られ、一般会計等以外の特別会計などからの借入金は含まないことに注意が必要です。</u> <u>！ 貸借対照表上の借入金のうち、最終償還期日が (n+1) 年度以降となっているものに限定されることに注意が必要です。</u> <u>！ 土地開発公社からの償還金を財源として設立団体から土地開発公社に貸し付けられたものであり、n 年度内に設</u>	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 借入証書等 ・ 公共用地先行取得資金貸付契約書等

<u>立法人に返済されなければならない借入金は対象外となることに注意が必要です。</u> ・ 4⑥C 表（土地開発公社の負債の内訳①）「(b)省令第 8 条第 5 号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金の内訳」に、用地又は事業ごとに、1 号土地を取得するために設立団体の一般会計等又は地方自治法第 241 条第 5 項に規定する基金が土地開発公社に貸し付けた貸付金のうち、(n+1) 年度以降に償還が見込まれる額が正しく記入されているか。 <u>！ この額の合計額は、4⑥B 表（土地開発公社の負債額）「省令第 8 条第 5 号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金(b)」に自動表示され、さらに 4 ⑨C 表（地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③）中の総括表（特定の歳入見込額）「5 土地開発公社に対する貸付金の償還金」に自動表示され、則第 17 条第 5 項に規定する「土地開発公社への貸付金のうち第 8 条第 5 号に規定する土地の取得のために貸し付けたと認められるものの償還が見込まれる額」と一致します。</u> <u>！ この額は、公共用地先行取得資金貸付契約書に記載されている、設立団体から 1 号土地の取得のために土地開発公社に対して貸し付けた額など、確実に 1 号土地の取得のために貸し付けたと客観的に証明できるものに限ることに注意が必要です。</u>	
□ 「設立団体損失補償等履行債務(3)」が、正しく記入されているか。 <u>！ 損失補償又は保証をしていた当該土地開発公社の債務が、その損失補償又は保証の履行開始後においても当該土地開発公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額を記入することに注意が必要です。</u> （この趣旨は、履行開始後は、損失補償又は保証に係る債務は確定債務となり、債務負担行為に基づく支出予定額として将来負担額に算入することから（則第 8 条第 7 号）、土地開発公社の貸借対照表上の負債に当該損失補償又は保証をしていた当該土地開発公社の債務が計上されている場合に限って、将来負担額の重複計上を避けるためのものです。）	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 則 8Ⅶ、12Ⅱ ・ 損失補償・債務保証契約書 ・ 損失補償又は保証に係る債務の履行契約書

□ 「設立団体債務引受履行債務(4)」が、正しく記入されているか。 <u>！ 債務引受を行った当該土地開発公社の債務が、その引き受けた債務の履行開始後においても当該土地開発公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該引き受けた債務の履行に要する経費の支出予定額を記入することに注意が必要です。</u> (この趣旨は、履行開始後は、債務引受を行った土地開発公社の債務は確定債務となり、債務負担行為に基づく支出予定額として将来負担額に算入することから(則第8条第8号)、土地開発公社の貸借対照表上の負債に債務引受を行った当該土地開発公社の債務が計上されている場合に限って、将来負担額の重複計上を避けるためのものです。)	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 則8Ⅷ、12Ⅱ ・ 債務引受契約書 ・ 引き受けた債務の履行契約書
□ 「設立団体以外損失補償等債務(5)」が、正しく記入されているか。 ・ 4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳①)「(5)設立団体以外損失補償等債務の内訳」に、当該土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合に、用地又は事業ごとに、損失補償又は保証をしている設立団体以外のすべての地方公共団体名、当該損失補償又は保証に係る債務の額(設立団体以外のすべての地方公共団体の合計額)、設立団体以外の地方公共団体(設立団体以外のすべての地方公共団体の合計)に係るあん分割合が記入されているか。 <u>！ 設立団体として負担することが見込まれる負債の額と、設立団体以外の地方公共団体が損失補償又は保証を行っている債務の額とを区分するものであることを確認してください。</u>	
□ 「現金及び預金(7)」に、土地開発公社の貸借対照表上の現金及び預金の額が正しく記入されているか。	・ 土地開発公社の貸借対照表
□ 「事業未収金(8)」に、土地開発公社の貸借対照表上の事業未収金の額が正しく記入されているか。 ・ 4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳②)「(8)事業未収金の内訳」に事業未収金の内訳を記入することとなっており、その合計額が、4⑥B表の「事業未収金(8)」と突合する必要がある。 <u>！ 設立団体による買取りに係る事業未収金は含めないこ</u>	・ 土地開発公社の貸借対照表

<u>とに注意が必要です。</u> <u>！ 出納整理期間に支払われた事業未収金であっても「事業未収金(8)」に含めないことに注意が必要です。</u>	
□ 「省令第8条第5号に規定する土地の取得価額(9)」に、4①表の「⑥依頼土地の買い戻しに係るもの」に記載されている額が正しく記入されているか。 ・ 4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳②）「(9)省令第8条第5号に規定する土地の内訳」の合計額が、4⑥B表の「省令第8条第5号に規定する土地の取得価額(9)」と突合する必要がある。 <u>！ 「取得価額」は、用地費、補償費、工事費のほか、当該土地の取得又は造成に要した借入金等に係る利息及び人件費その他の付随費用が含まれた貸借対照表上の価額であることに注意が必要です。</u>	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 4①表
□ 「市街地再開発事業等用地の取得価額又は時価評価額(10)」には、公有地の拡大に関する法律（公拡法）第17条第1項第1号二に規定する土地で、設立団体が買い取る土地以外のものの取得価額又は当該土地の時価評価額のいずれか少ない額（複数ある場合はその合計額）が正しく記入されているか。 ・ 4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳②）「(10)市街地再開発事業等用地の内訳」に、当該用地又は事業ごとに、取得価額、時価評価額及びその評価方法並びに取得価額又は時価評価額のうちいずれか少ない額を記入することとなっており、その合計額が、4⑥B表の「市街地再開発事業等用地の取得価額又は時価評価額(10)」に突合する必要がある。 <u>！ 時価評価については、則第4条第2項及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づく販売用土地の評価に関する基準（平成20年3月31日総務大臣告示第189号）」によるものとされていること。なお、市街地再開発事業等用地にあつては、則第4条第2項第1号の評価基準は用いることができないことに注意が必要です。</u> <u>！ 当該市街地再開発事業等用地で、設立団体が買い取る土</u>	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 時価評価額を示す書類 ・ 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体間における損失補償又は保証の割合を定めた書類 ・ 記載要領 P. 34

<u>地以外のものの取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合には、次のことを確認する必要があります。</u> ① 当該市街地再開発事業等用地に係る負債の全額について設立団体以外の地方公共団体が損失補償又は保証を行っている場合 → 「(10)市街地再開発事業等用地の内訳」には、計上すべき数値は存在しない。 ② 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体があん分割合を定めて当該損失補償又は保証を行っている場合 → 「(10)市街地再開発事業等用地の内訳」に、当該市街地再開発事業等用地について記入があること（「取得価額」欄及び「時価評価額」欄には、それぞれ当該市街地再開発事業等用地の取得価額及び時価評価額に設立団体のあん分割合を乗じて得た額が記入されているか。）。	
□ 「国等が買取ることが確実に見込まれる 1 号土地の取得価額(11)」に、土地開発公社が保有する公拡法第 17 条第 1 項第 1 号に規定する土地のうち、「省令第 8 条第 5 号に規定する土地の取得価額(9)」及び「市街地再開発事業等用地の取得価額又は時価評価額(10)」に該当しない土地であり、国、設立団体以外の地方公共団体その他公共的団体が買取ることが確実に見込まれる土地の取得価額（複数ある場合はその合計額）が正しく記入されているか。 ・ 4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳②）「(11)国等が買取ることが確実に見込まれる 1 号土地の内訳」には、当該用地又は事業ごとに、当該土地を買取る主体及び取得価額を記入することになっており、その合計額が 4⑥B表の「国等が買取ることが確実に見込まれる 1 号土地の取得価額(11)」に突合する必要がある。 <u>！ 「買取ることが確実に見込まれる」とは、例えば、買取る団体において、当該取得経費が債務負担行為等として予算計上されている場合、土地開発公社と買取る団体との間で、買取時期及び買取金額（算定式を含む）等が明確にされた契約を締結している場合などが考えられます。</u>	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 確実に買い取られることを示す書類 ・ 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体間における損失補償又は保証の割合を定めた書類 ・ 記載要領 P. 35

<u>！ 当該国等が買取ることが確実に見込まれる１号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合には、次のことを確認する必要があります。</u> ① 当該国等が買取ることが確実に見込まれる１号土地に係る負債の全額について設立団体以外の地方公共団体が損失補償又は保証を行っている場合 → 「(11)国等が買取ることが確実に見込まれる１号土地の内訳」には、計上すべき数値は存在しない。 ② 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体があん分割合を定めて当該損失補償又は保証を行っている場合 → 「(11)国等が買取ることが確実に見込まれる１号土地の内訳」に、当該国等が買取ることが確実に見込まれる１号土地について記入があること（「取得価額」欄には、当該国等が買取ることが確実に見込まれる１号土地の取得価額に設立団体のあん分割合を乗じて得た額が記入されているか。）。	
□ 「２号土地の取得価額又は時価評価額(12)」には、公拡法第 17 条第 1 項第 2 号に規定する土地（ただし、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地は除き、則第 12 条第 4 号ロに規定する当該土地を除く。）の取得価額又は、次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額（複数ある場合はその合計額）が正しく記入されているか。 ① 販売の用に供することができる土地 「当該土地の販売見込額（省令第 4 条第 2 項各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により評価を行った価額）」－「販売経費等見込額」 ② 販売の用に供することができない土地 次の (i) 又は (ii) により算定した額 (i) 「当該土地の完成後の販売見込額（販売予定価格又は省令第 4 条第 2 項各号に掲げる方法（ただし、同項第 1 号の方法を除く。）により評価を行った価額）」－「造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額）」	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 時価評価額を示す書類 ・ 販売経費等見込額等の積算を示す書類 ・ 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体間における損失補償又は保証の割合を定めた書類 ・ 記載要領 P. 36

(ii)「当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額」 4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳②）「(12)2号土地の内訳」には、用地又は事業ごとに、取得価額、時価評価額及びその評価基準並びに取得価額又は時価評価額のうちいずれか少ない額を記入することになっており、その合計額が4⑥B表「2号土地の取得価額又は時価評価額(12)」に突合する必要がある。 <u>！ 土地開発公社の設立団体が公拡法第17条第1項第1号の土地として買い取りを依頼し、その後、買い取らない扱いとした土地（いわゆる「特定土地」）は、「2号土地の取得価額又は時価評価額(12)」には含まれないことに注意が必要です。</u> <u>！ 「販売経費等見込額」「造成販売経費等見込額」が適正に積算・算定された上で、販売見込額から控除されているかに注意が必要です。</u> <u>！ 当該2号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合には、次のことを確認すること。</u> ① 当該2号土地に係る負債の全額について設立団体以外の地方公共団体が損失補償又は保証を行っている場合 → 「(12)2号土地の内訳」には、計上すべき数値は存在しない。 ② 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体があん分割合を定めて当該損失補償又は保証を行っている場合 → 「(12)2号土地の内訳」に、当該2号土地について記入があること（「取得価額」欄及び「時価評価額」欄に、それぞれ当該2号土地の取得価額及び時価評価額に設立団体のあん分割合を乗じて得た額が記入されているか。）。	
□ 「投資その他の資産(13)」に、貸借対照表上、賃貸事業の用に供する土地以外の投資その他の資産に計上される額（複数ある場合はその合計額）が正しく記入されているか。 ・ 4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳③）「(13)投資その他の資産の内訳」には、その内訳を記入することになっており、その合計額が4⑥B表の「投資その他の資産(13)」に突合する必要がある。	・ 土地開発公社の貸借対照表

<u>！ 貸借対照表上の投資その他の資産に賃貸事業の用に供する土地が含まれていないことに注意が必要です。</u>	
□ 「賃貸事業用地の取得価額又は時価評価額(14)」には、土地開発公社が賃貸事業の用に供する土地（公拡法第 17 条第 1 項第 1 号の土地は除く。）を保有する場合、その取得価額又は当該土地の時価評価額のいずれか少ない額（複数ある場合はその合計額）が正しく記入されているか。 ・ 4⑥C 表（土地開発公社の負債の内訳③）「(14) 賃貸事業用地の内訳」には、当該用地又は事業ごとに、取得価額、時価評価額及びその評価基準並びに取得価額又は時価評価額のうちいずれか少ない額を記入することになっており、その合計額が 4⑥B 表の「賃貸事業用地の取得価額又は時価評価額(14)」に突合する必要がある。 <u>！ 時価評価にあたり、則第 4 条第 2 項第 1 号の評価基準は用いることができないことに注意が必要です。</u>	・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 時価評価額を示す書類
□ 「あん分割合(17)」には、複数の地方公共団体により土地開発公社を設立した場合において、将来負担額のあん分割合が正しく記入されているか。 <u>！ 4⑥C 表（土地開発公社の負債の内訳③）「(17) あん分割合の内訳」には、自団体のあん分割合及び他の設立団体のあん分割合の合計が 100%となることに注意が必要です。</u>	・ 設立団体間のあん分比率を示す書類

【土地開発公社の債務について保証をしている設立団体以外の地方公共団体：4 ⑥D 表】

□ 「1 号土地に係る将来負担額」が、正しく記入されているか。 ・ 「(1)1 号土地の内訳」に、土地ごとの損失補償又は保証に係る債務の額、取得価額、時価評価額及びあん分割合が、正しく記入されているか。 <u>！ 地方公共団体及び土地開発公社の間で、当該地方公共団体が買取る土地の範囲について、過不足なく合意されていることが前提となっていることに注意が必要です。</u> ・ 「損失補償又は保証に係る債務の額(4)」には、土地開発公社が保有する公拡法第 17 条第 1 項第 1 号に規定する土地を取得するために借り入れた借入金について、設立団体以外の地方公共団体として損失補償又は保証を行って	・ 法 2IV へ、令 6、則 8VIIⅧ、14 I イ ・ 債務保証契約書等の証書 ・ 取得価額が分かる書類 ・ 損失補償・債務保証契約書 ・ 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体間における損失補償又は保証の割合を定めた書類
---	--

いる場合の当該損失補償又は保証に係る債務の額（複数の地方公共団体が損失補償又は保証を行っている場合はその合計額）が記入されているか。 ・ 「取得価額(5)」には、土地開発公社が保有する公拡法第17条第1項第1号に規定する土地のうち、地方公共団体が買取る土地（ただし、その買い戻しにつき債務負担行為を設定していて、その支出予定額が、4①表に計上されている土地（則第8条5号関係）は除く。）の取得価額（複数ある場合はその合計額）が記入されているか。 ・ 1号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、「当該地方公共団体におけるあん分の割合(7)」に、損失補償若しくは保証の割合又は協議の上定めた割合に基づく自団体のあん分割合が記入されているか。	
□ 「2号土地に係る将来負担額(2)」が、正しく記入されているか。 ・ 「損失補償又は保証に係る債務の額(9)」には、公拡法第17条第1項第2号に規定する土地を取得するために借り入れた借入金について、設立団体以外の地方公共団体として損失補償又は保証をしている場合の当該損失補償又は保証に係る債務の額が記入されているか。 ・ 「取得価額(10)」には、公拡法第17条第1項第2号に規定する土地（ただし、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地は除く。）の取得価額又は、次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額（複数ある場合はその合計額）が正しく記入されているか。 ① 販売の用に供することができる土地 「当該土地の販売見込額（省令第4条第2項各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により評価を行った価額）」 —「販売経費等見込額」 ② 販売の用に供することができない土地 次の(i)又は(ii)により算定した額 (i)「当該土地の完成後の販売見込額（販売予定価格又は省令第4条第2項各号に掲げる方法（ただし、同項第1号の方法を除く。）により評価を行った価額）」—「造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込	・ 法24Ⅳへ、令6、則14Ⅰロ ・ 土地開発公社の貸借対照表 ・ 時価評価額を示す書類 ・ 販売経費等見込額等の積算を示す書類 ・ 損失補償・債務保証契約書 ・ 設立団体及び設立団体以外の地方公共団体間における損失補償又は保証の割合を定めた書類

額の合計額)」 (ii)「当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して 取得価額を加算若しくは減算した額」 □ 2号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、 「当該地方公共団体におけるあん分の割合(14)」に、損失補償若しくは保証の割合又は協議の上定めた割合に基づく自団体のあん分割合が記入されているか。	
--	--

4⑥F表 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額

- 法第2条第4号チに規定する設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、則第14条第2号に定める地方公共団体の損失補償債務又は則第12条第1号から第3号及び則第14条第1号に掲げる保証以外の保証に係る債務の一般会計等負担見込額を損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）（以下「基準」という。）及び告示の改正（平成21年総務省告示第200号）に従って算定します。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
□ 4⑥F表―ア中「2. 個別評価方式―（1）資産債務個別評価方式」の場合、n年度の末日における出資法人等の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は損失補償付債務の額のいずれか少ない額を損失補償債務等負担見込額とするものとした上で、損失補償付債務の10%を下回る額を損失補償債務等負担見込額としていないか。また、当該法人の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額及び当該法人の損失補償付債務の額については、その算出過程について適正な資料が作成されているか。	・ 基準第二-三-1
□ 4⑥F表―ア中「2. 個別評価方式―（1）資産債務個別評価方式」の場合、資産の価額の算定については、次のイからニまでに定めるところにより算定されているか。 イ 出資法人等の保有する土地の価額については、則第4条第1項に定める方法により算定するものとする。 ロ 地上権（借地借家法（平成3年法律第90号）に規定する借地権又は民法第269条の2第1項の地上権に該当するものを除く。）の価額、定期金給付契約であって当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税評価額の算定の例による等適切な評価を行	・ 基準第二-三-3

うこと。 ハ 棚卸資産の価額については、一般に公正妥当と認められる会計基準により適切な評価を行うこと。 ニ 地方公共団体の損失補償以外の信用補完との関係、損失補償に係る契約内容等についても適切に評価すること。	
□ 4⑥F 表―ア中「2. 個別評価方式―（2）経営計画個別評価方式」の場合、当該法人の損失補償付債務等負担見込額については、次の（1）又は（2）により算定した額となっているか。 （1） 則第 6 条第 2 号の例により算定した同号算式の符号 D に定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額から n 年度の末日における純資産の額を控除した額 （2） 則第 6 条第 4 号の例により作成した経営計画における同条第 2 号算式の符号 D に定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額から n 年度の末日における純資産の額を控除した額 また、当該法人の損失補償付債務等負担見込額の算出過程について適正な資料が作成されているか。	・ 基準第二-三-4
□ 4⑥F 表―ア中「2. 個別評価方式―（1）資産債務個別評価方式又は（2）経営計画個別評価方式」の場合に、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等における評価結果の検討等適当と考えられる方法により評価の適正を期すよう努めているか。	・ 基準第二-三-2
□ 4⑥F 表―ア中「2. 個別評価方式―（3）損失補償債務付債務償還費補助評価方式」の場合、出資法人等が行う事業が地方公営企業が行う事業に相当する事業であって、損失補償を付与した地方公共団体からの補助金等が損失補償付債務等の償還の全部又は一部の返済に充てられている場合において、当該損失補償付債務の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値に n 年度の末日における損失補償付債務の額を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額となっているか。また、当該法人の損失補償付債務等負担見込額については、その算出過	・ 基準第二-三-5

程について適正な資料が作成されているか。	
☐ 4⑥F 表－ア中「2. 個別評価方式－（3）損失補償債務付債務償還費補助評価方式」の場合、次のような経済的取引、出資団体等の支援等がある場合には、次のとおりとしているか。 （1） 損失補償が付された国の政策金融機関からの超長期の借入れ又は異なる地方公共団体からの借入れの償還に設立団体である地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合にあっては、当該損失補償付債務の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値に n 年度の末日における損失補償付債務の額を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とすること。 （2） 損失補償を行っている設立団体からの特定調停等の申立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象としないこと。	・ 基準第二-四-3
☐ 4⑥F 表－ア中「3. 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償－（1）公的信用保証に係る損失補償」の場合に、「平均残存年数（年）B」欄は、加重平均により求めた数とし、1 年未満については 12 ヶ月で除し、小数点第 2 位未満を四捨五入しているか。	
☐ 4⑥F 表－ア中「3. 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償－（2）制度融資等に係る損失補償」の場合に、「平均残存年数（年）B」欄は、加重平均により求めた数とし、1 年未満については 12 ヶ月で除し、小数点第 2 位未満を四捨五入しているか。	
☐ 4⑥F 表－ア中「4. その他の形態の損失補償・債務保証」の場合に、損失補償債務等負担見込額（過去の実績に基づき合理的と考えられる手法で算定した額）の算出過程について適正な資料が作成されているか。	
☐ 4⑥F 表－イに係る必要な選択コードが全て入力されているか。	
☐ 「法人形態」に係る選択コード「16」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	

□ 「運用会計基準」に係る選択コード「6」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
□ 「販売用土地の評価」に係る選択コード「4」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
□ 「未売出土地の評価」に係る選択コード「4」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
□ 「会計年度」に係る選択コード「13」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
□ 出資法人等の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合において、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度におけるn年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度におけるn年度の末日における純資産の額又は債務超過額を試算して適用しているか。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年度におけるn年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとする。	・ 基準第二-二-3-(10)
□ 出資法人等の会計年度が1年に満たない場合には、経常損益の額を1年間を通じての経常損益に置き換えて適用しているか。	・ 基準第二-二-3-(11)
□ 監査法人又は公認会計士の監査が行われたものその他財務諸表が出資法人等の財政状態、経営成績等を適正に表示していることについて地方公共団体の監査委員の監査その他の方法により確認されているか。「財務諸表の確認状況」に係る選択コード「6」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	・ 基準第二-二-3-(8)-イ
□ 4⑥F 表-イ中「損失補償に係る債務残高(損失補償付債務)(千円)」欄について、地方公共団体が損失補償を付している債務残高(未払利息、延滞利息、遅延損害金が損失補償の対象となっており、その残高がある場合はそれも含める(他の地方公共団体分も含める))が記入されているか。	

□ 4⑥F 表一イ中「当該地方公共団体の損失補償に係る債務残高」欄について、当該地方公共団体が損失補償を付している債務残高（未払利息、延滞利息、遅延損害金が損失補償の対象となっており、その残高がある場合はそれも含める）が記入されているか。	
□ 損失補償以外の信用補完措置（損失補償と重複している）がある場合は、4⑥F 表一イ中「信用補完実行見込額」欄に金額を記入の上、その具体的内容（内容、金額の算出方法、資産の所有者等）が、適正に左下の該当箇所に記入されているか（当該地方公共団体（様式提出地方公共団体分のみ）を記入）。	
□ 4⑥F 表一イ中「経常損益A」欄について、 ・ 会社法法人については、損益計算書の経常利益または経常損失が、 ・ 一般社団法人等（旧公益法人会計基準を適用している場合）については、正味財産増減計算書の当期正味財産増減額が、 ・ 一般社団法人等（新公益法人会計基準を適用している場合）については、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部の当期経常増減額が、 ・ その他の法人については、損益計算書がある場合は経常利益または経常損失が、損益計算書がない場合には、それに準じたものが、記入されているか。	
□ 経常損益の計算に用いる損益計算書において、出資法人等の元利償還金の一部に対する地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料として支出されているものであっても当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものを除く。)を経常収益に計上していないか。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあつては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。 (イ) 料金減免に対する補助金又は負担金であつて減免前の料金収入との差額に相当するもの（出資法人等以外の法人にも支給される敬老乗車証に係る料金収入相当額、低所得者に対する特例的家賃減免に係る料金収入相当額等であつて、料金減免に対する補助金又は負担金であ	・ 基準第二-二-3-(8)-ロ

ることが明確なものに限る。) (ロ) 出資法人等以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等 (ハ) 一般社団法人等が地方公共団体による補助金等の交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から一般社団法人等に対する補助金等であって、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの	
□ 損益計算書における補助金等の財政援助の額を備考該当欄に記入した上で、③欄に額が発生した場合において、当該額の内容が右下の該当箇所に具体的に記入されているか。	
□ 4⑥F 表ーイ中「純資産F」欄は、会社法法人については純資産額、一般社団法人等については正味財産額、その他法人については資本合計額が記入されているか（必要に応じ、適正に修正を行ったもの）。	
□ 不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて適切に評価を行って作成されているか。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について則第4条第1項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について則第9条第3号算式の符号Eの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。	・ 基準第二-二-3-(8)-ハ
□ 林業公社についての修正財務諸表評価方式の適用においては、当該林業公社の財務諸表に次の補正が加えられているか。 (1) 森林勘定における分収林の価額について、森林勘定の含み損益として将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとする。 (2) (1)の正味販売価格は、n年度の末日における木材価格の時価（過去5年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材の売却による収入の見込額に補助金を加えた額から、今後の事業費（直接事業費に限る。）の額及び分収交付金の額の合算額を控除した額を、現在価	・ 基準第二-四

値に割り引いた額とすること。この場合において、現在価値に割り引いた額の算出に用いる比率は財政融資資金又は政府金融機関貸付金利を参照するものとし、現在価値に割り引いた額の算出に用いる年数は平均伐期齢と平均林齢との差を用いること。 (3) 経常損益を計算する損益計算書において森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金に対する利払いが営業外費用に含まれない場合にあっては、営業外費用に含むものとして必要な修正を行うこと。	
□ 貸借対照表における純資産（資本合計）の額を備考該当欄に記入した上で、③欄に額が発生した場合において、純資産の算出方法が右下の該当箇所に具体的に記入されているか。	
□ 4⑥F 表－イ中「損失補償を付している地方公共団体からの借入金 G」欄の計上額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 14 条第 3 号に掲げる貸付金（いわゆるオーバーナイト）及び規則附則第 3 条の貸付金（いわゆる単コロ）の額を含めていないか。	
□ 4⑥F 表－イ中「損失補償を付している地方公共団体からの借入金 G」欄の計上額は、純資産の額又は債務超過額の計算上、損失補償を付している地方公共団体の貸付金の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していない場合のものであるか。	・ 基準第二-二-3-(9)
□ 4⑥F 表－イ中「要償還債務額」欄の計上額は、「損失補償を付している地方公共団体からの借入金 G」欄を除く借入金総額が記入されているか。	
□ 4⑥F 表－イ中一般法人型、インフラ型法人及び不動産取引型法人に係る「算入率」に記入があるか。	

4⑥G表 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

- 法第2条第4号トに規定する受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を則第13条及び受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準（平成29年総務省告示第103号）（以下「基準」という。）に従って算定します。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 4⑥G表－ア中「3. 信託の目的である建物の建設若しくは土地の造成が完了していないもの又は完了後から3年を経過していないもの」の場合で、一般会計等負担見込額を0とする場合、備考欄に完了年度が適切に記入されているか。 また、一般会計等負担見込額を0としない場合については、その算出過程について適正な資料が作成されているか。	・ 基準第一条第二項
☐ 4⑥G表－イ中「1. 信託財産の状況_当該団体損失補償等履行債務(3)」に該当する場合（損失補償又は保証をしていた信託に係る債務が、その損失補償又は保証の履行後においても当該信託の貸借対照表等の負債に引き続き計上されている場合に限る。）は、当該額が貸借対照表等に計上されている負債額以上になっていないか。	
☐ 4⑥G表－イ中「1. 信託財産の状況_当該団体債務引受履行債務(4)」に該当する場合（債務引受を行った信託に係る債務が、その債務引受の履行後においても当該信託の貸借対照表等の負債に引き続き計上されている場合に限る。）は、当該額が貸借対照表等に計上されている負債額以上になっていないか。	
☐ 4⑥G表－イ中「2. 当該団体に対する費用補償請求を排除・制限する別段の定めの有無とその内容」について、該当がある場合は「有」を記入し、その内容について算定に資するよう具体的に記入されているか。	

□ 4⑥G 表ーイ中「3. 2 を勘案した一般会計等負担見込額」には、「2. 当該団体に対する費用補償請求を排除・制限する別段の定めの有無とその内容」に該当がない場合は(10)の額を、該当がある場合は(10)の額に別段の定め定めるところにより調整を行って得た額を記入しているか。 また、算定後の額がマイナスとなった場合は、0 を記入しているか。	・ 基準第一条第一項第一号
□ 4⑥G 表ーイ中「受益権を有する信託の負債の内訳_(8)その他の資産の評価額」に該当がある場合は、①～③のいずれかの手法のみに記入し、用いない手法には未記入となっているか。	・ 基準第二条
□ 4⑥G 表ーウ中「1. 当該団体に対する費用補償請求を認める信託法第 48 条第 5 項の合意の有無とその内容」について、該当がある場合は「有」を記入し、その内容について算定に資するよう具体的に記入されているか。	
□ 4⑥G 表ーウ中「1. 当該団体に対する費用補償請求を認める信託法第 48 条第 5 項の合意の有無とその内容」に該当がない場合、「3. 1 を勘案した一般会計等負担見込額」に 0 を記入しているか。 また、該当がある場合は、当該合意の内容に従い調整を行って得た額を記入しているか。	・ 基準第一条第一項第二号

4 ⑥H表設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額

- 法第2条第4号チに規定する設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、則第14条第3号に定める設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額を設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成29年総務省告示第104号）（以下「基準」という。）に従って算定します。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 4⑥H表―ア中「2. 個別評価方式―（1）資産債務個別評価方式」の場合、n年度の末日における対象法人の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は特定短期貸付金等に係る債務の額のいずれか少ない額を一般会計等負担見込額とするものとした上で、特定短期貸付金等の10%を下回る額を一般会計等負担見込額としていないか。また、当該法人の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額及び当該法人の特定短期貸付金等に係る債務の額については、その算出過程について適正な資料が作成されているか。	・ 基準第二-三-1
☐ 4⑥H表―ア中「2. 個別評価方式―（1）資産債務個別評価方式」の場合、資産の価額の算定については、次のイからニまでに定めるところにより算定されているか。 イ 対象法人の保有する土地の価額については、則第4条第1項に定める方法により算定するものとする。こと。 ロ 地上権（借地借家法（平成3年法律第90号）に規定する借地権又は民法第269条の2第1項の地上権に該当するものを除く。）の価額、定期金給付契約であって当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税評価額の算定の例による等適切な評価を行うこと。	・ 基準第二-三-3

ハ 棚卸資産の価額については、一般に公正妥当と認められる会計基準により適切な評価を行うこと。 ニ 地方公共団体の信用補完との関係、特定短期貸付金等の貸付けに係る契約内容等についても適切に評価すること。	
□ 4⑥H 表－ア中「2. 個別評価方式－（2）経営計画個別評価方式」の場合、当該法人の一般会計等負担見込額については、次の(1)又は(2)により算定した額となっているか。 (1) 則第6条第1項第2号の例により算定した同号算式の符号Dに定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額からn年度の末日における純資産の額を控除した額 (2) 則第6条第1項第4号の例により作成した経営計画における同項第2号算式の符号Dに定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額からn年度の末日における純資産の額を控除した額 また、当該法人の一般会計等負担見込額の算出過程について適正な資料が作成されているか。	・ 基準第二-三-4
□ 4⑥H 表－ア中「2. 個別評価方式－（1）資産債務個別評価方式又は（2）経営計画個別評価方式」の場合に、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場における評価結果の検討等適当と考えられる方法により評価の適正を期すよう努めているか。	・ 基準第二-三-2
□ 4⑥H 表－ア中「3. 制度融資等における特定短期貸付金等」の場合に、「預託金の減少率等D」欄は、金融機関等が行う融資に損失が発生したこと等により、n年度において当該金融機関等から返還された預託金の額が預託を行った額を下回った場合における当該下回った額を預託を行った額で除して得た値とされているか。	・ 基準第三-1
□ 4⑥H 表－ア中「4. その他の形態の特定短期貸付金等」の場合に、損失補償債務等負担見込額（過去の実績に基づき合理的と考えられる手法で算定した額）の算出過程について適正な資料が作成されているか。	

☐ 4⑥H 表一イに係る必要な選択コードが全て入力されているか。	
☐ 法人格を有しない者に対し特定短期貸付金等の貸付けを行っている場合は、法人形態に係る選択コード「16」を選択の上、「4. その他の形態の特定短期貸付金等」に記入されているか。	
☐ 「法人形態」に係る選択コード「16」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
☐ 「運用会計基準」に係る選択コード「6」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
☐ 「販売用土地の評価」に係る選択コード「4」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
☐ 「未売出土地の評価」に係る選択コード「4」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
☐ 「会計年度」に係る選択コード「13」を選択している場合に備考欄が適正に記入されているか。	
☐ 対象法人の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合において、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度におけるn年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度におけるn年度の末日における純資産の額又は債務超過額を試算して適用しているか。また、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年度におけるn年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとされているため、当該財務諸表を用いて試算しているか。	・ 基準第二-二-3-(10)
☐ 対象法人の会計年度が1年に満たない場合には、経常損益の額を1年間を通じての経常損益に置き換えて適用しているか。	・ 基準第二-二-3-(11)
☐ 監査法人又は公認会計士の監査が行われたものその他財務諸表が対象法人の財政状態、経営成績等を適正に表示して	・ 基準第二-二-3-(8)-イ

いることについて弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものの確認が行われているか。	
□ 対象法人に対し特定短期貸付金等の貸付けを行っている額のうち、年度末に損失補償付債務を原資として返済された額がある場合には、当該額を「うち、年度末に損失補償付債務を原資として返済された額」に記入されているか。	
□ 4⑥H表ーイ中「経常損益A」欄について、 ・ 会社法法人については、損益計算書の経常利益または経常損失が、 ・ 一般社団法人等（旧公益法人会計基準を適用している場合）については、正味財産増減計算書の当期正味財産増減額が、 ・ 一般社団法人等（新公益法人会計基準を適用している場合）については、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部の当期経常増減額が、 ・ その他の法人については、損益計算書がある場合は経常利益または経常損失が、損益計算書がない場合には、それに準じたものが、記入されているか。	
□ 経常損益の計算に用いる損益計算書において、対象法人の元利償還金の一部に対する地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料として支出されているものであっても当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものを除く。）を経常収益に計上していないか。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあっては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除されているか。 （イ） 料金減免に対する補助金又は負担金であって減免前の料金収入との差額に相当するもの（出資法人等以外の法人にも支給される敬老乗車証に係る料金収入相当額、低所得者に対する特例的家賃減免に係る料金収入相当額等であって、料金減免に対する補助金又は負担金であることが明確なものに限る。） （ロ） 出資法人等以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等 （ハ） 一般社団法人等が地方公共団体による補助金等の交	・ 基準第二-二-3-(8)-ロ

付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から一般社団法人等に対する補助金等であって、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの	
□ 損益計算書における補助金等の財政援助の額を備考該当欄に記入した上で、②欄に額が発生した場合において、当該額の内容が右下の該当箇所に具体的に記入されているか。	
□ 4⑥H表ーイ中「純資産F」欄は、会社法法人については純資産額、一般社団法人等については正味財産額、その他法人については資本合計額（必要に応じ、適正に修正を行ったもの）が記入されているか。	
□ 不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて適切に評価を行って作成されているか。また、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について則第4条第1項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について則第9条第3号算式の符号Eの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとされているため、該当する場合には、当該手法により作成されているか。	・ 基準第二-二-3-(8)-ハ
□ 林業公社についての修正財務諸表評価方式の適用においては、当該林業公社の財務諸表に次の補正が加えられているか。 (1) 森林勘定における分収林の価額について、森林勘定の含み損益として将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとする。 (2) (1)の正味販売価格は、n年度の末日における木材価格の時価（過去5年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材の売却による収入の見込額に補助金を加えた額から、今後の事業費（直接事業費に限る。）の額及び分収交付金の額の合算額を控除した額を、現在価値に割り引いた額とすること。この場合において、現在価値に割り引いた額の算出に用いる比率は財政融資資金又は政府金融機関貸付金利を参照するものとし、現在	・ 基準第二-四

価値に割り引いた額の算出に用いる年数は平均伐期齢と平均林齢との差を用いること。 (3) 経常損益を計算する損益計算書において森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金に対する利払いが営業外費用に含まれない場合にあっては、営業外費用に含むものとして必要な修正を行うこと。	
☐ 貸借対照表における純資産（資本合計）の額を備考該当欄に記入した上で、③欄に額が発生した場合において、純資産の算出方法が右下の該当箇所に具体的に記入されているか。	
☐ 4⑥H 表ーイ中「当該地方公共団体からの借入金 G」欄の計上額は、純資産の額又は債務超過額の計算上、特定短期貸付金等の貸付けをしている地方公共団体の貸付金の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していない場合のものであるか。	・ 基準第二-二-3-(9)
☐ 4⑥H 表ーイ中「要償還債務額 I」欄の計上額は、「当該地方公共団体からの借入金 G」欄を除く借入金総額が記入されているか。	
☐ 4⑥H 表ーイ中一般法人型、インフラ型法人及び不動産取引型法人に係る「算入率」に記入があるか。	

4 ⑦表 組合の連結実質赤字額に係る負担見込額

- 当該団体が加入する組合（地方開発事業団を含む。）の「連結実質赤字額に相当する額」に対して、当該団体の一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額を算定します。
- 組合の会計ごとに、当該会計の実質赤字額や資金不足額に対する当該団体の負担見込額を将来負担額として捉えますが、組合の規約などによって、あらかじめ組合の連結実質赤字額に係るあん分方法が取り決められている場合には、その額を将来負担額とします。
- 連結実質赤字額に係るあん分方法が取り決められていない組合である場合は、過去 3 か年度における全構成団体の負担金に対する当該団体の一般会計等からの負担金の割合によって、負担見込額を推計します。
- 組合の構成団体間で、それぞれの負担見込額や算定方法に齟齬があってはならないので、審査の際は、組合自身が作成した根拠資料を確認する必要があります。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 「組合名(1)」に、当該団体が加入する全ての組合の名称が、正しく記入されているか。	・ 法 2IV 又、則 15 I ・ 当該団体が加入する組合の一覧
☐ 「会計名(2)」に、当該組合に設置されている全ての会計の名称が、正しく記入されているか。	・ 組合の条例（会計に関する規定） ・ 組合の予算書
☐ 会計ごとの「実質赤字（黒字）額・資金不足（剰余）額(3)」が、正しく記入されているか。 （組合が作成した以下の調査票と突合すること。） ・ 公営企業会計以外の会計である場合 1①表又は1②表「実質収支額(11)」 ・ 公営企業会計である場合 2①表「(8)資金不足額・剰余額」	・ 組合の実質収支に関する調査（自治則 16 の 2） ・ 組合が作成した 1①表、1②表、2①表
☐ 上記(3)の合計が、「連結実質赤字額(4)」に以下のとおり、正しく記入されているか。 ・ (3)の合計値が <u>負の値</u> である場合： (3)合計値の絶対値（合計値を正の値にしたもの） ・ (3)の合計値が <u>正の値</u> である場合：0	

□ 「取決め内容(5)」に、組合の連結実質赤字額に係るあん分方法と「負担額(6)」の算出過程が、明確に示されているか。 また、「負担額(6)」が、当該組合の構成団体間で整合的なものとなっているか。 ※ 「連結実質赤字額(4)」が0である場合は、(5)～(8)への記入は不要です。 (整合的でない場合の例) ・ 構成団体間で矛盾する基礎数値を使用しているため、負担割合の合計が100%とならない。 ・ 全構成団体の負担額の合計が、当該会計の実質赤字額(資金不足額)を上回る。	・ 組合の規約 ・ 負担額の算出過程を示す資料(組合の全構成団体の状況が分かるものが望ましい。)
□ 「一般会計等負担額(7)」と「負担額(6)」の差額は、当該団体のどの会計が負担するか、「理由(8)」に明確に示されているか。 <u>！ 形式的には他の会計が負担することとされているが、実質的には一般会計等において負担すべきものは、(7)に含まれていなければならないことに注意が必要です。</u>	
□ 「一般会計等負担額(7)」の「合計」が、以下の額の合計額として、正しく計算されているか。 ・ 組合ごとの「一般会計等負担額(7)」の合計額が0以下である組合：0 ・ 組合ごとの「一般会計等負担額(7)」の合計額が0超である組合：当該合計額	
□ 「構成団体(13)」に、「組合名(9)」に記入された組合に係る全ての構成団体名が、正しく記入されているか。 また、当該団体が1団体目に記入されているか。 (構成団体の数が3を超える場合は、3団体目に「その他の団体」と記入されています。)	・ 法24Ⅳ又、則15Ⅱ ・ 当該団体が加入する組合の一覧 ・ 組合の構成団体一覧
□ 「前年度負担金(14)」に、n年度において当該団体も含めた全構成団体が拠出した負担金の額が、正しく記入されているか。	・ 組合の構成団体がn年度に拠出した負担金の内訳
□ 「前年度の負担割合(15)」が、n年度における当該団体の負担金の額を、「前年度負担金(14)」の合計値で除した数値として、正しく計算されているか。	

□ 「負担額(16)」が、「実質赤字（黒字）額・資金不足（剰余）額(11)」の額に「前年度の負担割合(15)」を乗じた額の正負の符号を逆にした額として、正しく計算されているか。	
□ 「一般会計等負担額(17)」と「負担額(16)」の差額は、当該団体の<u>どの会計が負担するか、「理由(18)」に明確に示されているか。</u> <u>！ 形式的には他の会計が負担することとされているが、実質的には一般会計等において負担すべきものは、(17)に含まれていなければならないことに注意が必要です。</u>	
□ 「一般会計等負担額(17)」の「合計」が、以下の額の合計額として、正しく計算されているか。 ・ 組合ごとの「一般会計等負担額(17)」の合計額が0以下である組合：0 ・ 組合ごとの「一般会計等負担額(17)」の合計額が0超である組合：当該合計額	
□ 「事業の委託団体(23)」に、「地方開発事業団名(19)」に記入された事業団に事業を委託している地方公共団体名が、正しく記入されているか。 また、当該団体が1団体目に記入されているか。 （委託団体の数が3を超える場合は、3団体目に「その他の団体」と記入されています。）	・ 法2IV又、則15Ⅱ ・ 廃止前の告示「地方開発事業団の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額の算定の基準」 ・ 当該団体が設置団体となっている地方開発事業団の一覧 ・ 当該事業団に事業を委託している地方公共団体一覧
□ 「負担額(24)」に、「実質赤字（黒字）額・資金不足（剰余）額(21)」のうち、当該団体の負担となる額（又は当該団体に配分される額）が、正しく記入されているか。 また、「負担額(24)」が、当該事業団の委託団体間で整合的なものとなっているか。 （整合的でない場合の例） ・ 構成団体間で矛盾する基礎数値を使用しているため、負担割合の合計が100%とならない。 ・ 全委託団体の負担額の合計が、当該事業の実質赤字額（資金不足額）を上回る。	・ 事業団の規約 ・ 負担額の算出過程を示す資料（事業団の全委託団体の状況が分かるものが望ましい。）
□ 「一般会計等負担額(25)」と「負担額(24)」の差額は、当該団体の<u>どの会計が負担するか、「理由(26)」に明確に示されているか。</u> <u>！ 形式的には他の会計が負担することとされているが、実</u>	

<u>質的には一般会計等において負担すべきものは、(25)に含まれていなければならないことに注意が必要です。</u>	
□ 「一般会計等負担額(25)」の「合計」が、以下の額の合計額として、正しく計算されているか。 ・ 「一般会計等負担額(25)」の合計額が 0 以下である場合：0 ・ 「一般会計等負担額(25)」の合計額が 0 超である場合：当該合計額	
□ 「一般会計等負担額」の(7)欄と(17)欄と(25)欄の合計が、「将来負担額(27)」として、正しく計算されているか。 また、「将来負担額(27)」の下に表示される「分母比」が大きい場合、その理由を確認することができるか。	

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

- 当該団体が設置する基金のうち、将来負担比率の算定において将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額（充当可能基金）を算定します。
- 年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金や地方債の償還のための減債基金は、充当可能基金に該当しますが、法律により設置が義務付けられている災害救助基金や料金収入を原資として積み立てられた公営企業の基金（法非適用企業に設けられた基金を含みます）などは、一般会計等の地方債の償還財源とみなすべきではないことから、対象から除かれます。
- また、財政調整基金であっても、充当可能基金となるのは、元本が確実に保証され、かつ、一定の流動性が確保されている財産（現金・預金や国債・地方債等）であり、貸付金や不動産などは、対象から除かれます。
- なお、年度内の資金融通である「繰替運用」と称し、年度を越えて基金から貸付を行っているような場合には、当該貸付金相当額は充当可能基金の対象外となりますので、適切に控除されているかチェックが必要です。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 4⑧表に、当該団体に設置されている全ての基金（ただし、 <u>財産区に係る基金を除く</u> ）の名称が記入されているか。 <u>！ 財産区は、当該団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、当該財産区に係る基金を当該団体の充当可能基金として取り扱うことは認められません。</u>	・ 法 24 条、則 16 ・ 基金設置条例 ・ 財産に関する調書 （自治則 16 の 2）
☐ 充当可能基金（様式の上半分）に、充当可能基金の対象とはならない以下の基金が含まれていないか。 ・ 災害救助基金（都道府県のみ）、後期高齢者医療制度に係る財政安定化基金（都道府県のみ）、介護保険制度に係る財政安定化基金（都道府県のみ）、公営企業に設けられた基金（法非適用企業に設けられた基金を含む）、合併市町村振興基金など法令の規定により地方債の償還等に充てることができないと認められる基金	・ 則 16 I ～ IV ・ 災害救助法 22 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律 116 ・ 介護保険法 147 ・ 基金設置条例

□ 「現金・預金(2)」や「国債・地方債・政府保証債等(4)」の額を確認できる公有財産台帳等があるか。当該台帳等に記載されている額と突合するか。 また、「減債基金」には、満期一括償還地方債の積立金を含む実現在高が記入されているか。 <u>！ 金額が千円単位であることに注意が必要です。</u>	・ 則 16 柱書 ・ 会計管理者又は各会計管理部局が保管する公有財産台帳等
□ また、それらの額が「財産に関する調書」4「基金」の内容に矛盾していないか。	・ 財産に関する調書
□ 出納整理期間内に基金を取り崩し、一般会計などの「出納整理期間の定めのある会計」に対する繰入れを行った場合、当該繰入額が3月31日現在の基金残高から適切に控除されているか。 <u>！ 出納整理期間中の基金の積立て及び取り崩し（いずれも前年度末までに支出負担行為を行ったものに限る）を3月31日現在の基金残高に反映（加減）する必要があります。</u>	・ 歳入歳出決算事項別明細書 ・ 財産に関する調書
□ 「国債・地方債・政府保証債等(4)」には、<u>金銭信託又は貸付信託で元本が確実に保証される有価証券が含まれるが、その他、元本が保証されない有価証券（投資信託・株券など）が含まれていないか。</u>	・ 則 16 柱書 ・ 財産に関する調書
□ 他会計や他の地方公共団体に対する貸付金を「現金・預金(2)」として計上していないか。 <u>！ 繰替運用と称し、会計年度を越えて基金からの資金貸付を行っている場合、当該資金は、「現金・預金(2)」ではなく「貸付金(7)」に計上されなければならないことに注意が必要です。</u>	・ 則 16 柱書
□ 実態として不動産や物品として所有しているにもかかわらず、「現金・預金(2)」に含めて計上していないか。	・ 財産に関する調書
□ 基金の造成原資に国や他の地方公共団体からの補助金等が充てられているため、n 年度末時点で基金を廃止すると仮定した場合に、当該国等に返還する必要がある額が「うち要返還額(3)、(5)」に適切に計上されているか。 ※ 国等に返還すべき額が区分できる場合はその額を、区分できない場合は、これまで積み立てられた「独自財源」と「補助金等」の比率によりあん分する。	・ 基金設置に係る補助要綱 ・ 国等に返還すべき額の算出資料

□ 基金ごとの「充当可能基金(9)」が、$(2)-(3)+(4)-(5)$と正しく計算されているか。 また、「構成比」が大きいものについて、円単位で計上されているなどの単位違いがないか。	
□ 基金ごとの「充当可能基金(9)」の「小計」が正しく計算されているか。	

4 ⑨A～C表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額

- 将来負担比率の算定において将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる国庫支出金や公営住宅の賃貸料などの特定の歳入の額を算定するものです。
- 特定の歳入については、国庫支出金等、転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料等、都市計画税の収入額、土地開発公社に対する貸付金の償還金、その他の特定歳入の6つの類型に区分し、それぞれの算定方法により、償還財源の見込額を算定します。
- ここで充当可能財源として取り扱うことができる特定歳入とは、当該特定歳入を特定の地方債の元金償還金等に充てることがあらかじめ予定されているものであり、両者に因果関係がなく、制度上も予定されていない当該特定歳入を元金償還金等に充当したということだけでは本様式の対象とはなりません。
- 地方債の元金償還金等に確実に充当することができる特定歳入の見込額が、根拠資料によって客観的に証明できる場合はその額を計上し、それ以外の場合は、地方債の元金償還金等に対する当該特定歳入の充当実績額の過去3か年度における割合（充当率）を、調査時点における地方債の現在高等に乗じることにより、当該現在高等に対する将来の特定歳入の充当見込額を推計するというのが基本的な考え方です。
- 地方債の償還等に確実に充当することができる額があるという場合には、その根拠となる資料を確認する必要があるため、また、国庫支出金等の充当見込額の算定にあたっては、過去の収入実績に加え、今後の収入見込みを適切に勘案する必要があります。
- また、過去3か年度における充当率により充当見込額を推計する際、地方債の現在高等とその元金償還金等の額の対応関係が明らかでない場合には、正しい充当率が算定できないので、両者の対応関係を示す資料の確認も必要となります。（地方債現在高に対して、充当率の分母となる元金償還金等の額が実際より過少に計上されると、同じ充当実績（分子）のもとで、充当率が過大に算出されてしまいます。）

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
1 国庫支出金等 ☐ 「国庫支出金等の名称(1)」に記入されている国庫支出金等が、「地方債の現在高等(2)」に計上されている地方債の現	・ 法24Ⅳヲ、則17Ⅰ ・ 告示「地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するため

在高等に係る償還や支出に充当することができることを客観的に証明する資料があるか。 (国庫支出金等の種類) ・国庫支出金、都道府県支出金、他の地方公共団体からの分担金又は負担金 (地方債の現在高等の種類) ・一般会計等に係る地方債の<u>現在高</u> (イ) ・債務負担行為に基づく一般会計等の<u>支出予定額</u> (ロ) ・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの<u>繰入れ見込額</u> (ハ) ・組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計等の<u>負担等見込額</u> (ニ)	の基準」(以下「基準」)第1条 ・補助要綱など、地方債の現在高等の償還に充当することができる国庫支出金等を証明する資料
□ 「地方債の現在高等(2)」に計上されている額が、将来負担額として将来負担比率に算入されているものであるか。対応関係を確認できるか。	・公債台帳に基づく会計別年度別地方債残高一覧表
□ 「充当が確実である額(3)」について、当該充当が確実である額を客観的に証明する資料によって確認することができるか。 <u>！ 当該証明資料がなければ、この欄に数値を計上してはいけません。</u>	・補助要綱など、地方債の現在高等の償還に充当することが確実に見込まれる国庫支出金等の額を証明する資料
□ 「地方債の現在高等(2)」に対応する各年度の「元金償還金等」が、正しく計上されているか。(対応関係を確認できるか。) <u>！ 「充当率」の分母となるこの「元金償還金等」が、過少に計上されると充当率が高く算出されてしまうため、地方債の現在高等とこの元金償還金等との対応関係が明らかにされる必要があります。</u> (元金償還金等の種類) ・一般会計等に係る地方債の<u>元金償還額</u> (イ) ・債務負担行為に基づく一般会計等の<u>支出額</u> (ロ) ・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの<u>繰入額</u> (ハ) ・組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計等の<u>負担額又は補助額</u> (ニ)	
□ 各年度の「充当実績額」について、国庫支出金等が地方債の元金償還金等の額に充当された実績額を、客観的に証明する資料があるか。他の経費に充てられた額を含んでいない	・国庫支出金等が地方債の元金償還金等の額に充当された実績額を証明する資料(国・県への実

か。 <u>！ 当該証明資料がなければ、この欄に数値を計上してはいけません。</u>	績報告書もしくは交付申請書、交付決定書)
□ 各年度における「充当率」は、「充当実績額」を「元金償還金等」で除した比率として、正しく計算されているか。 また、特定の年度において「充当率」が大きく変動している場合に、その変動理由を確認できるか。 <u>！ 「充当率」が特定年度の特殊事情によるものであると認められる場合には、当該特殊事情がなかったものとして、「充当見込額(6)」を計上する必要があります。</u>	・特定の年度において充当率が大きく変動した理由を確認することができる資料
□ 「平均充当率(4)」が、各年度における充当率の平均値として、正しく計算されているか。 (元金償還等の実績がある年度における平均値です。)	
□ 「充当見込上限額(5)」が、「地方債の現在高等(2)」に「平均充当率(4)」を乗じた額として、正しく計算されているか。	
□ 「充当見込額(6)」が、「充当見込上限額(5)」を上限額として、今後の国庫支出金等の収入見込みを適切に勘案し、正しく計上されているか。 当該国庫支出金等の収入総額があらかじめ分かっている場合に「充当見込額(6)」が当該収入総額を上回っていないか。 または、今後の収入額の減少等をあらかじめ認識している場合に、当該減少傾向等が適切に勘案されているか。	・(6)の額の根拠となった国庫支出金等の収入見込みに関する資料
□ 「充当が確実である額(3)」と「充当見込額(6)」のそれぞれの「合計」が、正しく計算されているか。	
2 地方債を財源とする貸付金の償還金 □ 「貸付金の償還金の名称(1)」、「貸付金を支出した会計の名称(2)」及び「貸付金の財源とした地方債の名称(3)」が正しく記載され、また、それらの対応関係を客観的に証明する資料があるか。 <u>！ 地方道路公社及び土地開発公社に対して地方債を財源として貸付を行っている場合に、当該貸付金に対する公社からの償還金は、本様式の対象とはならないことに注意が必要です。</u>	・法24Ⅳヲ、則17Ⅱ ・基準第2条 ・公債台帳に基づく会計別年度別地方債残高一覧表 ・貸付金とその財源とした地方債の対応関係を客観的に証明する資料 ・記載要領P.56 (2)地方債を財源とする貸付金の償還金の①※印

□ 「貸付金の財源とした地方債の名称(3)」に記載されている地方債の現在高として、「地方債の現在高(4)」が正しく計上されているか。 また、(4)に計上されている額が、将来負担額として将来負担比率に算入されているものであるか。対応関係を確認できるか。	
□ (1)の貸付金に係る算定時点における残高が「貸付残高(5)」に正しく計上されているか。 「地方債の現在高(4)」と比べて「貸付残高(5)」が過大又は過少である場合は、その理由を確認してください。	
□ 「償還見込額(6)」について、貸付金の償還実績を勘案した上で<u>確実に償還が見込まれる額</u>を客観的に証明する資料によって確認することができるか。 <u>！ 当該証明資料がなければ、この欄に数値を計上してはいけません。</u> また、過去の貸付金の償還実績が適切に勘案されているか。	・貸付決定書もしくは契約書 ・貸付金のうち確実に償還が見込まれる額を客観的に証明する資料 ・過去の貸付金の償還実績
□ 「償還見込額(6)」が、「地方債の現在高(4)」又は「貸付残高(5)」を超えていないか。	
□ 「償還見込額(6)」が「貸付残高(5)」を下回る理由が、(7)に具体的かつ合理的に記載されているか。	
3 公営住宅の賃貸料等 □ 「賃貸料・使用料の名称(1)」に記入されている公営住宅の賃貸料等が、「地方債の現在高等(2)」に計上されている地方債の現在高等に係る償還や支出に充当することができることを客観的に証明する資料があるか。 (公営住宅の賃貸料等) ・当該団体の所有に属する公営住宅などの行政財産又は公の施設の建設に要する地方債の元金償還金等の額に充てることができる賃貸料その他の使用料 (地方債の現在高等の種類) ・一般会計等に係る地方債の<u>現在高</u>(イ) ・債務負担行為に基づく一般会計等の<u>支出予定額</u>(ロ) ・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの繰入れ見込額(ハ) ・組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計	・法2IVヲ、則17Ⅲ ・基準第3条① ・地方債の現在高等の償還に充てることができる公営住宅の賃貸料等に係る資料 ・地方財政状況調査(決算統計)における財源充当内訳書もしくはそれに準じる資料

等の負担等見込額（二）	
☐ 「地方債の現在高等(2)」に計上されている額が、将来負担額として将来負担比率に算入されているものであるか。対応関係を確認できるか。	
☐ 「地方債の現在高等(2)」に対応する各年度の「元金償還金等」が、正しく計上されているか。（対応関係を確認できるか。） <u>！ 「充当率」の分母となるこの「元金償還金等」が、過少に計上されると充当率が高く算出されてしまうため、地方債の現在高等とこの元金償還金等との対応関係が明らかにされる必要があります。</u> （元金償還金等の種類） ・一般会計等に係る地方債の元金償還額（イ） ・債務負担行為に基づく一般会計等の支出額（ロ） ・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの繰入額（ハ） ・組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計等の負担額又は補助額（二）	・ n 年度予算に関する説明書(自治則 15 の 2) 付表地方債現在高における住宅に関する残高 ・ 公債台帳に基づく目的別年度別地方債残高一覧表
☐ 各年度の「充当実績額」について、公営住宅の賃貸料等が地方債の元金償還金等の額に充当された実績額を、客観的に証明する資料があるか。他の経費に充てられた額を含んでいないか。 <u>！ 当該証明資料がなければ、この欄に数値を計上してはいけません。</u>	・ 公営住宅の賃貸料等が地方債の元金償還金等の額に充当された実績額を証明する資料
☐ また、各年度の「充当実績額」が以下の充当ルールに適切に従った上で、地方債の元金償還金等の額に充当されたものであるか。 （充当ルール） 公営住宅の賃貸料等の収入額は、当該公営住宅の賃貸料等を徴収している行政財産又は公の施設の維持管理費に充当した後、その残余がある場合に限り、当該残余額を地方債の元金償還金等の額に充当するものとする。	・ 基準第 3 条② ・ 決算統計 都道府県 51 表 2 行 11 列 市区町村 46 表 2 行 10 列 「施設の管理費等の状況」 _ 「2 公営住宅等」_ 「一般財源等」=0 であること（左記の充当ルールを満たしている場合は、維持管理費に一般財源等を充てる余地はないため。）
☐ 各年度における「充当率」は、「充当実績額」を「元金償還金等」で除した比率として、正しく計算されているか。 また、特定の年度において「充当率」が大きく変動している場合に、その変動理由を確認できるか。	・ 特定の年度において充当率が大きく変動した理由を確認することができる資料

☐ 「平均充当率(3)」が、各年度における充当率の平均値として、正しく計算されているか。 (元金償還等の実績がある年度における平均値です。)	
☐ 「充当見込額(4)」が、「地方債の現在高等(2)」に「平均充当率(3)」を乗じた額として、正しく計算されているか。	
☐ 「充当見込額(4)」の合計が、正しく計算されているか。	
4 都市計画税収 ☐ 各年度の「都市計画税収(1)」が、正しく記入されているか。	・法 2IVヲ、則 17IV ・基準第 4 条 ・n 年度歳入歳出決算書の「歳入」款「市(区町村)税、項「都市計画税」の「収入済額」
☐ 「都市計画事業費(2)」が、都市計画税をその費用に充てることができる都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用として、正しく計上されているか。 <u>！ 「充当率」の分母の一部となるこの「都市計画事業費(2)」の額が、過少に計上されると充当率が高く算出されてしまうため、事業費として計上すべき費用がもれなく計上されているか注意が必要です。</u> <u>！ 一般会計等において直接負担する費用のほか、組合等における都市計画事業等の費用に対する負担額等(地方債の元金償還金等(4)に計上される元金償還額を除く)がある場合には、当該負担額を含めて計上されているか注意が必要です。</u>	・記載要領 P. 57「都市計画事業費」について ・「課税状況調査」の「都市計画税の課税状況等の調」
☐ 「特定財源(3)」が「都市計画事業費(2)」に充てた特定財源の額(ただし、都市計画税を除く)として、正しく計上されているか。 「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」に充てられた額が含まれていないか。 <u>！ 使途が「都市計画事業費(2)」のみに限定されるものを計上し、「元金償還金等(4)」にも充当することができるものは「特定財源(3)」には該当しません。</u> <u>！ 「都市計画事業費(2)」と「元金償還金等(4)」の合計は、都市計画税をその費用に充てることができる都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用であって、一般会計等において負担する費用の総額(ただし、事業終了後の維持管理費等を除く)であり、実質公債費比率の 3③B 表(都市計画税充当可能額)の A (①～⑤の合計)と一致するも</u>	・法 2IVヲ、則 17IV、 ・基準第 4 条

<u>のであり、突合する必要があります。</u> <u>！ 「都市計画事業費(2)」は、実質公債費比率の3③B表（都市計画税充当可能額）の①都市計画事業費（一般会計等分）とは一致しません。</u> （この理由は、実質公債費比率における公債費等（③～⑤の合計）には利払い分が含まれる一方、将来負担比率における「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」には利払い分が含まれず、当該利払い分は「都市計画事業費(2)」に含まれることとなるため、「都市計画事業費(2)」は、少なくとも当該利払い分について①都市計画事業費（一般会計等分）を上回るものである。また、実質公債費比率における②公営企業会計に対する繰出しに額がある場合は、当該繰出し額は将来負担比率においては「都市計画事業費(2)」に含めて計上されるものであるから、その額についても差額が生じることとなる。） 「都市計画事業費(2)」 = 実質公債費比率 ① + ② + ③～⑤の利払い分	
□ 「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」に対応する「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」が、正しく計上されているか。（対応関係を確認できるか。） <u>！ 「充当率」の分母（の一部）となるこの「元金償還金等(4)」の額が、過小に計上されると充当率が高く算出されてしまうため、地方債の現在高等とこの元金償還金等との対応関係が明らかであるか注意が必要です。</u> （元金償還金等の種類） ・ 一般会計等に係る地方債の<u>元金償還額</u>（イ） ・ 債務負担行為に基づく一般会計等の<u>支出額</u>（ロ） ・ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの<u>繰入額</u>（ハ） ・ 組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計等の<u>負担額又は補助額</u>（ニ）	
□ 「合計(5)」が、「都市計画事業費(2)」と「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」の合計から「特定財源(3)」を控除した額として、正しく計算されているか。	
□ 各年度の「充当率(6)」は、「都市計画税収(1)」を「合計(5)」で除した比率として、正しく計算されているか。 また、特定の年度において「充当率(6)」が大きく変動し	・ 特定の年度において充当率が大きく変動した理由を確認することができる資料

ている場合に、その変動理由を確認できるか。	
□ 「平均充当率(7)」が、各年度における「充当率(6)」の平均値として、正しく計算されているか。 (元金償還等の実績がある年度における平均値です。)	
□ 「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」に計上されている額が、将来負担額として将来負担比率に算入されているものであるか。対応関係を確認できるか。	
□ 「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」に、<u>都市計画事業とは関連のない現在高や(4)の元金償還金等に関連のない現在高</u>が計上されていないか、十分にチェックしてください。 <u>！ 例えば、イ～ニの償還額(4)に比べて、対応するイ～ニの現在高(8)が極端に大きい場合は、(4)に関係のない現在高が(8)に含まれている可能性がありますので、注意が必要です。</u>	
□ 「充当見込額(9)」が、「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」に「平均充当率(7)」を乗じた結果として、正しく計算されているか。	
7 その他将来負担額に充当可能な特定の歳入 □ 「その他特定の歳入の名称(1)」に記入されている特定の歳入が、「地方債の現在高等(2)」に計上されている地方債の現在高等に係る償還や支出に充当することができることを客観的に証明する資料があるか。 (地方債の現在高等の種類) ・一般会計等に係る地方債の<u>現在高</u>(イ) ・債務負担行為に基づく一般会計等の<u>支出予定額</u>(ロ) ・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの<u>繰入れ見込額</u>(ハ) ・組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計等の<u>負担等見込額</u>(ニ)	・法2IVヲ、則17VI ・基準第5条 ・地方債の現在高等の償還に充てることができる特定の歳入を証明する資料
□ 「地方債の現在高等(2)」に計上されている額が、将来負担額として将来負担比率に算入されているものであるか。対応関係を確認できるか。	
□ 「充当が確実である額(3)」について、当該充当が確実である額を客観的に証明する資料によって確認することがで	・地方債の現在高等の償還に充てることが確実に見込まれる特定の歳入

きるか。 <u>！ 当該証明資料がなければ、この欄に数値を計上してはいけません。</u>	の額を証明する資料
□ 「特定の歳入の概要」に、わかりやすく当該歳入の概要が記載されているか。	
□ 「地方債の現在高等(2)」に対応する各年度の「元金償還金等」が、正しく計上されているか。(対応関係を確認できるか。) <u>！ 「充当率」の分母となるこの「元金償還金等」が、過少に計上されると充当率が高く算出されてしまうため、地方債の現在高等とこの元金償還金等との対応関係が明らかにされる必要があります。</u> (元金償還金等の種類) ・ 一般会計等に係る地方債の<u>元金償還額</u> (イ) ・ 債務負担行為に基づく一般会計等の<u>支出額</u> (ロ) ・ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの<u>繰入額</u> (ハ) ・ 組合等が起こした地方債の元金償還金に対する一般会計等の<u>負担額又は補助額</u> (ニ)	
□ 各年度の「充当実績額」について、当該特定の歳入が地方債の元金償還金等の額に充当された実績額を、客観的に証明する資料があるか。施設の維持管理費や事業費など他の経費に充てられた額を含んでいないか。 <u>！ 当該証明資料がなければ、この欄に数値を計上してはいけません。</u>	・ 特定の歳入が地方債の元金償還金等の額に充当された実績額を証明する資料
□ 各年度における「充当率」は、「充当実績額」を「元金償還金等」で除した比率として、正しく計算されているか。 また、特定の年度において「充当率」が大きく変動している場合に、その変動理由を確認できるか。 <u>！ 「充当率」が特定年度の特殊事情によるものであると認められる場合には、当該特殊事情がなかったものとして、「充当見込額(6)」を計上する必要があります。</u>	・ 特定の年度において充当率が大きく変動した理由を確認することができる資料
□ 「平均充当率(4)」が、各年度における充当率の平均値として、正しく計算されているか。 (元金償還等の実績がある年度における平均値です。)	

☐ 「充当見込上限額(5)」が、「地方債の現在高等(2)」に「平均充当率(4)」を乗じた額として、正しく計算されているか。	
☐ 「充当見込額(6)」が、「充当見込上限額(5)」を上限額として、今後の当該特定の歳入の収入見込みを適切に勘案し、正しく計上されているか。 当該特定の歳入の収入総額があらかじめ分かっている場合に「充当見込額(6)」が当該収入総額を上回っていないか。 または、今後の収入額の減少をあらかじめ認識している場合に、当該減少傾向が適切に勘案されているか。	
☐ 「充当が確実である額(3)」と「充当見込額(6)」のそれぞれの「合計」が、正しく計算されているか。	
総括表（特定の歳入見込額） ☐ 「1 国庫支出金等」から「6 その他特定の歳入」の額が、4 ⑥B表「省令第8条第5号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金 (b)」及び 4⑨A表から 4⑨C表のそれぞれの「合計」と一致するか。 また、それらの合計額が、「特定の歳入見込額（合計）」に正しく計算されているか。 <u>なお、各欄の下に表示される「分母比」が、極端に大きい項目については、入念に内容をチェックしてください。</u>	

4 ⑩表 基準財政需要額算入見込額

- 将来負担比率の算定において将来負担額として計上されている地方債の現在高
等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需
要額に算入されることが見込まれる額（基準財政需要額算入見込額といいます。）
を算定します。
- 各年度において発行された地方債ごとの現在高に、それぞれの算入予定割合を乗
じることによって地方債ごとの算入見込額を算定し、それらの合計額が基準財政需
要額算入見込額となります。
- 特別区にあつては、基準財政需要額算入見込額に相当する額として総務大臣が定
める額をもって基準財政需要額算入見込額としますので、4⑩表による算定の必要
はありません。
- この基準財政需要額算入見込額は、将来負担比率の算定に用いる数値の中でも特
に額が大きく、将来負担比率の算定結果に大きく影響することから、その算定（算
定様式への数値の記入）に際しては、数値の転記違いや単位違い等がないよう、く
れぐれも注意してください。

チェックポイント

内 容	関係法令 参考書類
☐ 算定様式中、「地方債残高」（水色のセル）に記入されてい る額が、地方債ごとにそれぞれ正しく記入されているか。 ・ 年度末現在の残高(元金)が記入されているか。 ・ 公債台帳の額とそれぞれ突合するか。 ・ 円単位で記入しているなど単位違いがないか。 ・ 算定様式に計上すべき額について、もれがないか。	・ 法 2IVワ、則 18 ・ 公債台帳
☐ 算定様式中、「同意等額」及び「許可額」（水色のセル）に 記入されている額が、同意等年度（許可年度）ごとに、それ ぞれ正しく記入されているか。 ・ 起債同意(許可)通知、貸付関係書類、不用額報告書等の 関係書類により確認した発行額と突合するか。 ・ 円単位で記入しているなど単位違いがないか。 ・ 算定様式に記入すべき額について、もれがないか。	

□ 満期一括償還地方債について、<u>n 年度末時点の実際の残高ではなく、「元金均等半年賦償還」の方法により償還するものとして償還台帳に記載された (n+1) 年度以降の元金償還予定額が計上されているか。</u> <u>！ n 年度末時点の実際の残高を記入した場合、過大な算入見込額が算出されてしまうので注意が必要です。</u> <u>！ (n+1) 年度以降の「元利」償還予定額ではなく、「元金」償還予定額であることに注意が必要です。</u>	・ 公債台帳 ・ 記載要領 P. 60
□ 算定様式中、「算入見込額」（黄色のセル）が、「地方債残高」、「同意等額」又は「許可額」に「算入予定割合」を乗じた額として、正しく計算されているか。	
□ 算定様式中、「算入見込額」（黄色のセル）が、「地方債残高」、「同意等額」又は「許可額」に「算入予定割合」を乗じた額として、正しく計算されているか。	